

## 令和5年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

令和5年9月8日（金曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 同意第16号 教育委員会委員の任命について

1. 同意第17号 教育委員会委員の任命について

1. 同意第18号 監査委員の選任について

1. 報告第16号 令和4年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

1. 報告第17号 放棄した債権の報告について

1. 議案第56号 工事請負契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事）

1. 議案第57号 大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約について

1. 議案第58号 涌谷町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

1. 議案第59号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第60号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第61号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 認定第 1号 令和4年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 みさ子 君
5番	稲葉 定 君	6番	只野 順 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	門田 善則 君
11番	大泉 治 君	12番	鈴木 英雅 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課 兼 課長	高橋 貢 君	総務課副参事兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課 兼 課長	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課 兼 課長	紺野 哲 君	町民生活課 兼 課長	今野 優子 君
町民医療福祉 センター長	前沢 政次 君	町民医療福祉副センター長 兼国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木村 智香子 君
福祉課 長	鈴木 久美子 君	福祉課 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健康課 長	木村 治 君	農林振興課 長	三浦 靖幸 君
建設課参事兼課長	小野 伸二 君	上下水道課 長	岩渕 明 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農業委員会 会長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教育委員会 教育長	柴 有司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	内藤 亮 君	生涯学習課 長	阿部 雅裕 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務班 長	金山 みどり
-------	-------	-------	--------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

ここで副町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（高橋宏明君） 改めまして、おはようございます。

私のほうから、現在、北上中であります宮城県直撃のおそれがあります台風13号への対応についてお話し申し上げます。

本日午前9時から町長を本部長とした、3号配備の災害対策本部ということで本部会議を開催いたしました。

本部会議開催の結果、今後の町災害対策本部の対応といたしまして、まずは高齢者等避難等が発せられた場合のために、本日12時に決定をいたしますが、取りあえず、さくらんぼこども園のアリーナ、それから箕岳白山小学校のふれあいホール、それから福祉避難所の開設ということで、午後3時をめぐりに避難所の開設の準備をいたします。

その避難所を実際開設するかどうかについては、12時の段階で判断し、高齢者等避難については、午後3時の段階で防災行政無線、エリアメール等で周知を図ろうとするものでございます。

その後の対応といたしましては、議会終了後、再度、災害対策本部会議、それから明日の7時、災害対策本部の集合をかけまして会議開催後、何班かに分かれて町内の被害状況の調査に当たるということで、避難所については、取りあえず、明日朝7時に解除ということで予定をしております。

ただ、今回の台風について、今回の台風のみならずかと思いますが、予報サイトではいろいろありまして予報サイトによって降雨量等についても随分違ってはおりますが、一応気象庁からの情報といたしましては、本日から明日にかけて涌谷町に大雨洪水警報が発せられる予測として中程度という情報も入っております。今後、そういった情報に注意をしながら、実際の避難所開設、高齢者避難指示の通報等について対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

○議長（後藤洋一君） ただいま副町長からそういうお話がありましたので、涌谷町においても対策本部が設置されたということで、議会においても対策本部を設置いたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程第1、一般質問。

昨日に引き続き一般質問をこれより許可いたします。

4番佐々木みさ子君、一般質問席へ登壇願います。

〔4番 佐々木みさ子君登壇〕

○4番（佐々木みさ子君） 皆様、おはようございます。よろしく願いいたします。

かねて通告しておりました一般質問をさせていただきます。

質問項目といたしまして、人口減少に対応した安全安心なまちづくりについて。

1項目といたしまして、今後の人口減少、高齢化に対して交通手段の検討は行われているのか伺わせていただきたいと思っております。

また、項目2として、暮らしの安全、安心して生活できる地域づくりに対しての考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆様、おはようございます。どうぞ本日もよろしく願い申し上げます。

それでは、人口減少に対応した安全・安心なまちづくりについてという質問項目に基づきまして、まず1点目の今後の人口減少、高齢化に対して交通手段の検討は行われているのかということでございますが、現在、町の地域交通として、JR線では石巻線、気仙沼線の2路線がございます。そのほかとしましては、町民バスを町内6路線、32便を運行しているところでございます。人口の減少はございますが、高齢化の進行によりまして地域交通としての町民バスの必要性はますます高まるものと考えております。

しかしながら、町民バスの利用状況は低迷している現状でございます。町民バスの運行形態につきましては、デマンド交通方式による運行についても、高齢化が進む中、利用者から望む声が増えることが考えられております。また、移動手段の確保の点で考えれば、タクシーによる移動についても手段の一つと考えられます。

それぞれにつきましてメリット、デメリットがございますので、今後の地域交通の在り方について検討するよう指示したところでございます。今後、利用者や専門家などからご意見を頂戴しながら、涌谷町に最適な移動手段の確保、地域交通を取り入れてまいりたいと考えております。

2点目の暮らしの安全、安心して生活できる地域づくりに対しましての考えということでございますが、議員もご承知のとおり、当町におきましては、安全安心まちづくり条例が制定され、涌谷町総合計画にも生活安全性の確保として交通安全、防犯などについて記載しております。

まず、交通安全についてでございますが、交通事故ゼロの町を目指し、事故に遭わないための意識の高揚と運転者の交通マナーの指導強化を図るとしております。これにつきましては、月4回の街頭指導、こじかクラブと称した幼児への交通安全教育、小学生の自転車教室や路上歩行などの交通教室及び春、秋の交通安全期間中には、シルバー交通大学としまして高齢運転免許取得者講習会を実施しているところでございます。

死亡事故ゼロにつきましては、町民の皆様のご協力もありまして本日で1356日目となっております。

また、防犯につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、家庭、地域、行政、警察の連携を

強化し、防犯意識の高揚を図り、犯罪を未然に防ぎ犯罪から町民を守るための対策を講じるとともに、交通安全、防犯等が一体となった事業を展開し、地域における日常生活の安全安心に対する意識の高揚を図るとしております。

これにつきましては、防犯協会の協力の下、春、秋の交通安全期間中における街頭指導や全国地域安全運動及び年末年始特別警戒などの防犯運動を、遠田警察署との連携の下に実施いたしております。

また、防犯協会による年間を通しての防犯パトロールや防犯灯の点検なども実施いただいております。各地域の老人クラブからの依頼を受け、シルバー安全安心教室を遠田警察署交通課、生活安全課と行政が協力して実施いたしているところでございます。

各地域の人口は減少しているところではございますが、今後も遠田警察署、交通指導隊、防犯協会などの各団体のご協力をいただきながら、町と地域の皆様が一体となって安全で安心して暮らせることができるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 今、町長から、地域の交通手段に対するの考えをいただきました。私たちは今後、増えていく車が運転できなくなる人々、18歳で免許の取得、また個人差はありますが、いつの日か、誰でも返納する日が来ると思います。車がなくても生活に困らない環境整備、免許返納後の高齢者の生活を視野に入れた不便のない体制づくりを今、町長からお話をいただきました。

しかし、町長が先ほどおっしゃいましたバスなんですけれども、6路線、町民バスが運行されております。また、小学生までには通学無料パスポートがあり、住民ニーズに合わせた運行経路、高校生の通学を含めた利用者の利便性を図っておりますが、免許を持たない高齢者、バス路線から距離がある住民の方々は、家族や知人の送迎を利用したり徒歩、自転車などで移動しております。先ほど町長がおっしゃいました、やはりバスに関しては、令和2年は1便当たり7.32人、令和4年は6.38人と減少しております。

当町における公共交通の利用実態、例えば免許の有無別の外出頻度、移動手段、利用頻度など、現在、町ではどのように把握しているか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。免許の有無による交通手段の実態というのは今まで調査したことはございません。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） これからどんどん高齢者が増えていく中で、移動にやはり不便を感じている方々がたくさんいるというふうに分かってくると思います。特に病院の移動困難を訴えている町民の方々の声があります。病院目的の利用者を最優先に、病院へのアクセスを考慮した対応への考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 現在、町民バスの運行につきましては、涌谷国保病院に全便が止まるように配慮させていただいております。ただ、やはり個人病院につきましては、近くの停留所か

ら歩いていただくような形になるかと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 最近よく耳にするんですけれども、病院の先生方の対応が最近すごくよくて町立病院に行きたいんだけど、なかなかバス路線から距離が離れていて、当町の町民バスには乗れない方が結構いるという話を聞いております。

先ほど町長が地域交通を指示したというふうにおっしゃっていただきました。先ほど来から何回も言っているんですけれども、免許を持たない高齢者の方が増えたときに、病院へのアクセスといいますか、交通を考えた手段というのは最優先にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） そのような声もお聴きしているところでございまして、当課におきましては、オンデマンドの実施についてできるかできないのかというところは、今ちょっと検討に入っているところです。

ただ、オンデマンドにしましても、メリットとしては、やはりドア・ツー・ドアとか、きめ細かい路線を確保できるということがある反面、料金が高いであるとか、そうですね、あと急に今日今すぐ乗りたいんだけどもと言っても乗れない。2日前、3日前に予約しないと乗れないというデメリットもございます。そういった点を勘案しながらと考え検討させていただきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 当町で第5次涌谷町総合計画をつくった時点から、オンデマンドの導入の検討というのは記述に載っておりますけれども、やはり最近、いろんな地域を見ますと、病院は当日は無理でも、例えば予約がある場合にその対応ができるようなシステムを導入している地域もありますので、オンデマンドだけではなく、やはりいろんな事例を見ながらバス路線から離れている方、免許のない方のための対応というのは急がれると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 町長の答弁のほうにもございました。今、指示をいただいて検討に入っているところでございます。

何が当町に合うのかというところを検討しながらやっていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） なるべく高齢者アンケートなどを取りながら、やはり環境整備を今後、強化していくべきではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 毎朝、私もこちらのほうに来るに、やはり高齢に伴ってのちょっとした判断ミスとか、そういうようなものが常にあるということで緊張感を高めながら頑張っているところでございますけれども、やはり高齢というのは、いつかは免許証を返納しなければならないという、その時期が必ず来るものだと、そういう感じをしております。

そういったときにさて買物はどうするかとか、町で何か催しをやるときに、例えば今ありませんけれども、土

日の催しに対して高齢者の方々はバスがないから行けないとか、様々、そういったような声を聴いておりますので、これが高齢化社会に対しての、少子高齢化ですね、家族構成が、家族がいっぱいいると、誰彼が、息子とか孫とかという形で運んでくれて今まではおりましたけれども、運んでくれる人がいなくなっているというのも少子高齢化の現象なのかなと、そのように思っておりますので、この足の確保というのは、無制限にお金をかけるわけにはいきませんが、やはりその重要度が高まり次第、財源手当てをするのも必要になってくるのではないかなと思っております。特に病院に対する足の確保というのは、これは患者さんそれぞれが、いわゆる命がけですから、それをおろそかにすると非常に生命にも危険が及ぶということもあります。

昨日、杉浦議員から国保の話がありましたけれども、それはあるおばあさんが歩いて、歩けるうちはいいんですけれども、本当に歩いて、そしてタクシー代はと言ってもその分、病院に金をかけるからということできりぎりぎりいっばいの生活をなさっている方もいらっしゃいました。そういったものを考えますと、やはり高齢化に向けては何らかの形で足を確保しなければならない。

それから、今、大崎市民病院を拠点病院としながら涌谷町国保病院、これが一体的な形の中で医療提供されるわけですが、救急車は別として、それを勝手に市民病院に行きなさいと言っても行けない方はいけないと思いますね。その席でいろいろとご発言、ご指導いただいております大崎市民病院の並木管理者も全く同じ思いだと聴いておりますけれども、こういったような大崎地域の医療連携においても、ますますその足をどう確保するかということが大事なのかなと思っておりますし、また、町内的に国保病院等々への足の確保というのは、やはりある意味、高齢化に向かいますと、病院の事業収支にも深く関わってくるのではないのかなと私なりに思っておりますので、今、具体をどのようにしていってもなかなか難しいところもございまして、これは涌谷町単独だけでなく、例えば美里の住民バスとか、そういったような方々と相談しながら、最も効率のよい足の確保というものを皆で知恵を出しながらやっていければということも皆さんの前で発言しておりますし、今後ともそのような形の中で答えを見つけ出していきたいと思っておりますので、どうぞ、その間、様々なご指導をいただければありがたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 今、町長から効率のよい答えをというふうにお答えいただきました。

私たち女性の方は美容院とかに行くと、やはり高齢の、もっと私たちよりも年上の方がいらっしゃいます。そうすると、病院の話が結構多く出ます。先ほども言いましたけれども、最近の病院はすごく先生たちがよくなったというふうに、今日、先生がいるからではないんですけれども、やはりそういうふうに。ただ、行きたくてもうちはバスからかなり遠いんだよとか言って、あと美容院とかは今、送迎とかもやっていただいているんですよ、美容師さんがそこで働いているスタッフが送迎したりして、何とかお客様に対して最後までこうやってサービスをやってあげたいという声も聞きますので、やはり当町では国保病院という病院に行きたくても行けない、免許のない方たちのために、やはりいち早く病院にも通ってもらう。そして、また足の確保もというのを早く取り組んでいただきたいものだと思いますので、町長、もう一回、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 確かに病院に行かなければならない、そして大変ありがたいあれですけれども、国保病院が接遇がよくなって、やっぱり国保病院に行きたいとなりますと、今の便数というのも限りありますけれども、

それをどう増やしていくか、あるいは病院事業そのものにも関わりますけれども、もしお許しいただければ、前沢先生に何か考えがあれば、ご発言をお許しいただきたいんですけれども。そういった訪問診療等はありませんけれども、今度は患者さんの送迎等々というの、私立ではやっているところが結構あるんですけれども、そういったようなものも何か病院の事業としてあるいは必要になってくるのかなと思っております。もちろん、そういう場合は一般財源を基準をつかって、基準に合わせて繰り出すということもあろうかと思っておりますけれども、そういったようなことも考えなければ、本当の意味での高齢化、あるいは家族構成が希薄になった今の状況に、あるいはこれからの状況に対応していけないのではないかと考えておりますので、何とか、結局は私たちが5年後、10年後、15年後にそこに至るということでもありますので、自分のこととして考えさせていただいているところでございますが、さらに考えていきたいと思っております。

もしご発言あれば、センター長、よろしいですか。

○議長（後藤洋一君） 許可します。センター長。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） おはようございます。センター長の前沢からお答えさせていただきたいと思っております。

病院のほうの評価が上がっているということで、私も来たかいたがあったかなと思っておりますが、少しずつ皆様への接し方、接遇、それから実際にやる診断、治療、ケアの質を少しでも高めようと努力をしておりますので、大変エールとして受け止めて一生懸命これからも頑張っていきたいと思っております。

それで、足の便の件ですけれども、現在もバスの利用が難しいということとか、それから、今後、来年4月から医師の働き方改革というのがありまして夜間への対応が大変難しくなるということもありまして、私どもどうしたらいいかというの頭を悩ませているところでございます。

一つは行政及び町立病院のほうでできることをいろいろ考えていきたいと思っておりますが、今後、やはり地域の皆さんにご協力をいただかないといけない面も多々あるのかなと思っております、それぞれ、例えば行政区の中で助け合いというようなことがあって、病院へ行きたいという方が出た場合に、保険なども掛けながらどなたかお送りいただくと、あるいは電話をいただいて、来ていただいて検査等、必要な場合もありますし、あるいはこちらから緊急往診という形で出向いておうちで診察をさせていただく、そういうケースもあるかと思っておりますので、その辺の仕組みを今、在宅ケアの充実とともにいろいろ思いを巡らしているところでございますので、なるべく早い時期にご提案をさせていただけたらというふうに思っております。

住民の方々といい信頼関係の下で病院の機能も充実させていきたいと考えておりますので、大変ご発言に感謝を申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 前沢先生には本当にありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思っております。

これからですね、先ほど来、言っていますけれども、かなり増えていく高齢者の足の確保を何とか効率いい形で進めさせていただきたいものだというふうに思います。

そこで次、項目の2になりますけれども、当町は自然環境に恵まれ、また農地の集約化、有効活用、自然環境の保全が行われています。また、住み慣れた地域で農地を守り、季節の野菜などを育て庭木の手入れなどのおのの景観を維持し、住み慣れた地域で地域の一員として地域の様々な人々と協力して生活しております。

それで、先ほど町長からお話がありました交通事故が1,356日なく、また、防犯も防犯協会や地域のパトロール、また遠田警察署などと一緒に行っているというふうにお答えいただきました。

しかし、交通安全という大事なこともあれなんですけれども、防犯のほうでちょっとお話ししたいと思います。今までせっかく農地を守り手塩にかけた野菜、大事に育てた庭木などが何年か前から枯れる被害が発生している地域があるとのことです。また、涌谷に移住してこられた方のお宅でも被害が発生しているとのことです。当町では6月に特殊詐欺の予兆電話があったりもしておりますが、涌谷町町民憲章に基づいて町民の生活が安全で安心して暮らすことができる地域社会の町を実現することを目的として、先ほど町長もおっしゃいました平成25年に涌谷町安全安心まちづくり条例が施行されていますが、どのような対策が行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 安全安心まちづくり条例は基本条例という形で、これに基づいて防犯に係ります災害協定などを取り交わすほか、防犯協会とか、そういったところと定期的に会議を開かせていただきまして、安全安心推進会議という形で会議を進めさせていただきまして、日々、相互協力の状況などを情報交換させていただいて取り組んできたというところでございます。

なかなかここ最近について、やはりコロナの関係でちょっと会議が開けなかったという状況もございましたが、そのような形で防犯含めて安全安心まちづくりの推進に努めてきたところでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 今、課長からお答えいただきました推進会議とか、コロナで半分そういう会議等もなかなか今までコロナ前のようなものにはいかなかったのだろうと推察はしますけれども、この条例を見ますと、基本理念は、自分の身は自分で守る、地域の安全は地域で守るというふうなうたってありますが、個々の対策として防犯カメラの設置、また施錠、気配りなどを行っているが、なかなか農地、庭の隅々までは限られた家族構成では限界があるとのことです。地域で不審者を見かけたら声の掛け合い、今、自分たちができることは住民同士のつながりと共有だということを区長さんはおっしゃっております。住民同士のつながり、支え合いを行い困っている人を救う、誰もが住み慣れた地域で安全安心して暮らしたいと思っています。ついこの住みかを涌谷に決めて移住した方は、住まいをここにすべきではなかったという声も聞こえてきます。これは当町の移住定住にも関係してくると思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聴かせ願いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 特に地域内で犯罪の起こりにくい状況をつくり上げることが大事かと思えます。そのためには、住民のコミュニケーションを図っていただきながら、先ほど議員からお話しありましたように、相互協力の中で犯罪抑止をしていただくということが非常に大事ななと思っております。移住定住も含めて地域のコミュニケーションの高まりがやはり必要かという形で考えております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 先ほど来、話しましたがけれども、地域の防犯活動というのも限界があります。なかなか地域で地域の区長さんを先頭にいろいろ対策は練っていても、何年来も被害に遭っている方がいらっしゃいます。そういう中で、町として何か犯罪を防ぐというのは無理だとしても、やはり何らかの知恵を出して困っ

ている方、何年来も困っている方々のためにも、やはり町で安全安心まちづくりの条例を見ましても、第4条の(3)に書いてあります。安全な地域社会の実現のための環境の整備というふうに書いてあります。やはり前にもどなたか議員が話していました防犯カメラの設置、駅とか子供たちの登下校の安全を見守るために防犯カメラの設置などを考えてはいかがだと思いますけれども、それについてお考えをお聴きしたいと思います、町長、いかがでしょうか。

○議長(後藤洋一君) 総務課長、次に町長から答弁をいただきます。

○総務課参事兼課長(高橋 貢君) 今、お話の中で手段の一つとして防犯カメラの導入ということでお話をいただきました。防犯カメラの設置に関しては、県における補助金の事業がございまして設置を行っているところがございますが、ただ、設置場所につきましては公的な場所ということで、例えば役場庁舎なり、あるいは駅などそういった公の場所のみの設置という形で進められているところでございます。

また、補助金の額についても、2分の1の補助の50万円、つまり100万円以上の事業でカメラの設置を検討するという形での事業要綱になっているところでございます。なかなか個別の事案としてカメラを設置することはちょっと難しいというところでございます。以上でございます。

○議長(後藤洋一君) 町長から。

○町長(遠藤釈雄君) ただいま防犯カメラとありましたけれども、自分で自分の身を守るために防犯カメラを設置するという分には、それはそれで有効かと思えますし、実際、自分の畑が荒らされているという思いで設置した方も見ておりますけれども、そういう部分に関してはそうしていただければいいんですけれども、町としてこの町内を全部カバーするというのは全く不可能なことだと私は思っております。

ですから、そういったような長年の被害というものがあるとすれば、やはり地域のコミュニケーション能力が下がっているという、そういったようなことも考えられます。ですから、やはり何のために自主防災組織を設置しているかということも考えますと、それを防災組織の中でしっかりと話し合っ、まず話し合うことによって、話題に上がることによってかなり予防効果が上がると思います。そういったような中でちょっとした見回りをしていただくという形の中で、みんなでそういったようなものをなくすための監視というものじゃなくて、みんなでお互いを守り合うという姿勢が大事なのではないのかなと思っております。

こういったのが欠落して、技術的にカメラあるいは防犯灯を設置したからといって必ずしも根本的な解決にはならないと思っております。根本的な解決というのは、やはり地域の中でそういったようなせっかく立ち上げた自主防災組織等々の話の中でしっかりと話題にさせていただいて、そして、みんなで何かの変化があったときに声を掛け合うということのほうが、むしろ大事なのかと思っておりますので、議員におかれましても、そういったような声がけをしていただきたいなど、私はそのように思っております。

防犯カメラも要所要所には町単独でも付けなければならないところは付ける必要があるとは思いますが、なかなかこういう田舎の中での全体をカバーするというのは、大体カバーしてもそれを誰が見るかということもありますし、技術的に不可能かなと思っておりますので、やはり災害等々だけでなく、立ち上げた自主防災組織にはそのようなお互いを守り合うという部分がございますので、そのあたりをテーマにさせていただいて話していただくだけでも、もしかしたらそういったようなことが少なくなるのではないのかなと思っておりますので、その辺の啓蒙のほうもお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 防犯カメラにおきましては、やはりそのような被害に遭っている方は個々にもう付けております。ただ、私が言っているのは、個人宅に付けるのではなくて、やはり地域の交通量が多かったりとか、そういう場所の、先ほども言いましたけれども登下校とか、あとそれから何と言いますか、人が多く行き交うような危険な場所の設置などを今後、考えるべきではないかという思いです。個々にはやはりもう皆さん、かなり防犯カメラとか、そういう方たちは付けております。

だから、個々ではなく、前にもどなたか議員がおっしゃったように、やはり子供たちの登下校とか、なぜかという、当地域でちょっとした事故がありまして防犯灯が設置されました。それによって大分明るさもあり、子供たちが通っているんですけれども防犯灯にはかなり効果があるというふうに私は思っております。やはりそういう場所の防犯カメラというのも、テレビ等の事件とか見ていると、防犯カメラで大体犯人というか、ちょっとそういういろんないたずらした方を捕まえることができるというふうに思っています。それで、公の場所でいいので、当町でも防犯カメラの設置などを考えてはいかがかというふうな思いでこのことを例にして話させていただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） そういったような話であれば、非常に理解できます。といいますのも、この前、栗原で軽トラックによる子供をひこうとした事件がありました。まさに私が古川のあるところに着いたときに、急に何で帰ったのかなと思ったとき、実はそういった連絡が入ったようで、そういったような緊張感があふれるようなことも体験させていただいておりますので、やはり例えば校門の辺りに設置して、そして、テレビは当然、学校の管理として見ることができますし、そういったようなことであれば理解できますし、逆にそういった意味では子供たちとか、あるいは弱い人たちを守る手段としてのカメラというのは、町としては少ないなど。前々からも設置の要望がございましたけれども少ないなと思っておりますので、そういうところは、やっぱり防犯上のことで、要するに事故、事件を未然に防ぐという意味から検討しなければならないなと思っておりますので、質問者の言っていることに対しては十分理解できます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） やはり前にも要望があったので、そういう場所などの設置というのを考えていただきたいと思います。

また、先ほど来、お話が出ていますけれども、やはり地域のコミュニティで情報の共有とありますけれども、その地域はやはり情報の共有はしております。また、他地域にも話をしておるような状態でコミュニティは十分に取っていると思います。

ただ、涌谷町全体でもそういうことの情報の共有も大事かと思えます。それに関してもしお考えがあれば、お聴かせ願いたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 各地域で話されているということは、私としては承知しておりません。そういったような報告というものがこれまでございませんでしたので、それは担当のほうでもしそういうのがあれば、この際に聴かせていただきたいんですけれども、集落の自主防災組織の中では主に災害の話が中心になっておりますけ

れども、そういったような犯罪の防止のための話合いというのは、私の中ではまだ聴いておりませんので、もしそういうのが何かあるのであれば、私のほうよりも担当のほうで話ししたほうがいいのかと思っています。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 先ほど話したように、やはり困っている方がいれば、やはり明るいまちづくりのためにも情報の共有というのは必要かと思っておりますので、今後、ぜひとも何らかの形で情報を共有していただきたいものだと思います。町長、よろしいですか、その情報。

○議長（後藤洋一君） 総務課長から。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） いただきましたそういったいろんな情報が集まった際については、防犯協会、各支部もごさいます。そういったところに情報提供して同様のケースの対応とか、そういったことについて情報提供しながら解決ができるように進めていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） 今、課長から情報提供するようにするというお答えをいただきました。

最後に、町長、やはり高齢でこの町に、もう娘夫婦のところに行こうかなという感じで、ただ、自分が住んでいた、ここで生まれたのでこの地域を守って自分の住んでいるところを守っていききたいという本当に切実なことだと思いますので、町長、その辺に関しては一人でも多くこの地域に住んでいただけるようにというふうには私は思っていますけれども、町長はその辺に対しての考えはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） それは全く私も同感です。例えば病気でお休みがちな人であっても、高齢者であっても、あるいは20歳未満の若い方であっても、そこに人が住んでいるとそのエリアは必ず守られるはずでございまして、それが人がいなくなると、やはり衰退するということがありますので、できるだけそういったような意味で人を減らさないということが大事なのかなと、そのように思っております。2期目の私の思いというのは全くそこにあると思っておりますので、何とか人を減らさない形の中で、増やす形の中でやればよいと思いますので、今後、それは最大限の努力をさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木みさ子君。

○4番（佐々木みさ子君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

引き続き、一般質問に入ります。2番涌澤義和君、登壇願います。

〔2番 涌澤義和君登壇〕

○2番（涌澤義和君） 2番涌澤でございます。通告に従いまして、議長より許可をいただきましたので一般質問を行います。

質問項目1、2期目の町政運営についてお伺いします。

2番として、天平の湯の指定管理の計画、現状についてお伺いします。

まず最初の1番目、要旨についてお伺いします。

改選に伴う選挙戦も終わり4か月が経過しています。町長選挙は私も3回ほど関わった経緯があります。自分から町長になりたい人、町民から町長として町政運営を頼まれる人、今回は自分から手を挙げて意思表示をさ

れた経緯があります。財政非常事態でスタートして、特に国保病院の改革、財政再建、選挙戦では我慢我慢の4年間だったとよく町長は言葉にしていました。いろいろな仕掛け、又は一点突破、1丁目1番地とか、いろいろな非常事態解除の見通し、時期、現時点で結構ですのでお聴かせください。（「二つ目も一緒に、（2）のほうも」の声あり）

（2）の天平の湯の指定管理の計画状況についてお伺いします。

議場まで来て指定管理運営者がプレゼンテーションを行いました。現時点で結構ですので、報告、協議等があるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 質問項目1の2期目の町政運営についてでございます。

まず、1点目の非常事態宣言の解除の見通しについてということでございますけれども、令和5年4月の町長選挙におきまして、町の財政と涌谷町国民健康保険病院を立て直し、子育て支援の拡充や農業、商業、工業の連携などを2期目においては公約を掲げ、皆様のご支持をいただきまして町長としての重責を賜りました。

正に今回は質問者、おっしゃられましたとおり、本当に4年間、非常に厳しい大きな海原に本当に小舟で出て何とかしろと言われてきたような形の中で、本当に見通しが立たないという状況の中で町長をさせていただきました。

今回はその4年間の中で財政的なものも見通しがついてきたし、病院につきましても前沢先生をはじめとして今必死に頑張っていたいただいております。ですから、この流れを止めたくないということで、私も議員時代、あるいは1回目の町長選挙のときと全く違いまして、責任上、ぜひ自分がしなければこれを完結できないという思いで、初めて自分でやらせていただきたいという言葉が入ったわけでございますけれども、まさに質問者はそれを脇で見ていただいていると思っております。

このような形の中で公約実現のために多くの事業は検討しているところでございますが、まずは、やはり様々な方々から心配されております財政非常事態宣言を解除することが最優先だと考えております。これは先ほどのみさ子議員ではありますけれども、暗いイメージを払拭して少しでもこの町にとどまって、あるいは来ていただくということにもつながりますので、やはり最優先で何とか非常事態を解除したいというのが今の思いでございます。

このことにつきましては、今後、開催を予定しております町財政及び病院事業に係る有識者会議からの意見を参考に非常事態宣言の解除に見極め、そして新たな事業を提案させていただいております。

昨日、只野議員も同じようなご質問をいただきましたけれども、この財政及び病院事業に係る有識者会議の諮問の仕方でございますけれども、どうですかというような聞き方ではなく、私としてはしっかりと意識を持って、町としては病院も着実な歩みを持っている、財政的にも安定してきているということで解除してもよろしいのではないですかという諮問にしたいと思っておりますので、その辺をよろしく更にご指導いただきたいと思っております。

2点目の天平の湯の指定管理の計画、状況についてとのご質問でございますが、当町の健康文化複合温泉施設、通称わくや天平の湯につきましては、本年の4月から指定管理者が涌谷町地域振興公社から特定非営利活動法

人まち感動クリエイティブへ変更となり営業を行っているところでございます。

指定管理者の変更に伴う事業の引継ぎにおいても、おおむね支障なく進んだものと認識しております。また、新たな取組として、ゴールデンウィークや夏休み等に合わせ各種イベントを開催するなど、サービス向上に努めていただいているところでございます。

一方、ご質問の内容にもございます飲食スペースとか食堂の営業についてでございますけれども、昨年度までテナントとして入居しておりました事業者から、突然の撤退の申出を受けまして現在、休止した状況となっております。食堂事業者の撤退につきましては、指定管理者の変更に關わるものではなく、食堂事業者の問題として認識しております。食堂の休止につきましては指定管理者からも報告を受けております。

このことは利用者へのサービス低下につながり、また、指定管理者の施設経営上にも大きな影響をもたらすこととありますから早急に再開できるよう協議しており、指定管理者においても各種事業者と交渉に当たっていますが、苦戦している状況にあると聴いております。

町といたしましても、わくや天平の湯のサービス向上のため、食堂を早急に再開できるよう協議してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からもご指導いただければ、あるいはご協力いただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1 回目の答弁といたします。

○議長（後藤洋一君） 2 番涌澤義和君。

○2 番（涌澤義和君） 次に、移ります。

財政再建の根幹が病院経営改革につきまして二転三転した経緯があります。常任委員会でのことでしたが、7 番議員より、説明者の副センター長にご苦労様の一言があったこと。私もなるほど7 番議員らしいなと思えました。私は国保病院の赤字に精通した7 番議員が出したご苦労さまの一言、町長、これは再度就任された前沢センター長効果でしょうか、その辺についてお聴かせください。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 前沢先生の効果と言いますけれども、それは私には何とも分かりませんが、私はそのようなイメージを持ちまして、まずはなぜ前沢先生をお呼びしたかといいますと、どんな仕事をするにしても、やはり自分なりの考え方、理念というものが必要だと思っております。私はその理念が整っていなかったなという感じがしておりますので、まずは涌谷町町民医療福祉センター、そして病院の開設の理念、そういったようなものを先輩から薫陶をいただいておりますので、それに基づきまして原点に返って、まずは返っていただくということで前沢先生をお呼びいたしました。

そういった中で、先生の経営手腕とはまた別にその人柄に対して、今、病院はソフトムードの形の中で運営が進んでいると思っておりますので、私は議員が質問したような意図ではなくて、まずは原点に返って病院をまた一からやり直すということ、それもかなわさせていただきますし、その過程で議員が言ったような、私にとりましてはいい意味での副作用的な効果が出ているなど、そのように思っております。

また医局会議におきましても、やはり様々な率直なご意見が飛び交って、そして、技術者同士ですから様々な考えがあるようでございますけれども、一つの方向に向かって進んでいるところも確認しておりますので、結果として前沢先生に来ていただいてよかったなというのが率直な感想でございます。

- 議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。
- 2番（涌澤義和君） その辺について前沢センター長、いかがでしょうか、一言いただければ。
- 議長（後藤洋一君） いや、それは別に町長に対して、前沢先生への質問はありません。2番涌澤義和君。
- 2番（涌澤義和君） 同じ質問なのですが、前沢先生。
- 議長（後藤洋一君） 前沢先生に対しての質問は今回の一般質問の要旨にありませんので。
- 2番（涌澤義和君） はい、分かりました。移ります。

非常事態を経験した涌谷町は、早めの経験をしたわけでございます。これを生かすべきであって、歳入歳出のバランス、持続的な町政運営、病院経営を継続することを私は望んでいきたいと思っております。

私は、2期目の町政運営は、町民ニーズに応えることが町長、執行部の責務と考えていますが、この辺について町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 皆さん、もしかしたら忘れているかもしれませんが、平成31年1月30日に財政非常事態宣言が出されております。そういった中で、やはり近年の財政状況については、人口減少による町税の自主財源の伸び悩み、あるいは扶助費等の社会保障費の大幅な増加、病院事業等への繰出金の増加などにより、ここ数年は単独収支不足額が生じ、財政調整基金で補う状態、いわゆる赤字予算が続いているということでございました。そして、31年度の予算編成に当たっても、やはり現在と同様の編成にならざるを得ない見込みであって、このままだと2年後には財政調整基金が枯渇して赤字の状態になるということで、そういったようなことが大きな原因となって財政非常事態宣言が出されております。

そういった中で、病院との関わりでございませうけれども、私が肌で感じたこととございませうけれども、やはりその頃の平成30年には、いわゆる単独収支というのがマイナスの4,000万円、そして、令和元年度にはここから財政再建が始まったわけでありませうけれども1,500万円近くの赤字、そして、令和2年度ではその効果が現われ始めまして1億円近くの黒字、残念ながら、令和3年は7,500万円の赤字、そして、令和4年度は4,000万円の黒字になっております。

それをもう一つの見方をしますと、実質単年度収支が、平成30年には1億6,000万円ほどの赤字、令和元年度は頑張っても3,000万円近くの赤字、ところが、効果が見られてきました令和2年度は1億5,000万円ほどの実質単年度収支が黒字、先ほど、令和3年度には7,500万円の単年度収支ありませうけれども、実はこの単年度収支が黒字であっても実質単年度収支が赤字であれば、町の貯金等々がなくなっているということでございませうので、逆に言いますと、ここで国との関わりがございませう。前の年に繰り出しを1億5,000万円、どうしても病院を潰すわけにはいませうので余計繰り出してございませう。それが響いて令和3年には7,500万円の単年度収支が黒字になりましたけれども、実質単年度収支では3億円黒字とございませう。というのは、そういった苦しい中でも財調等々の様々な基金が増えているということでございませう。そして、令和4年度に整いまして単年度収支も4,000万円、それから実質単年度収支も4億3,000万円近くの黒字とございませう。

ということからしまして、私は、病院との関わりで申し上げますと、先ほど有識者会議に諮るのはいったような裏がありまして、解除してもいいのではないですかという諮問をしたいというのがここにございませう。

それから、病院に対しても、病院というのは20億円近くの収支がございませうけれども、同じく20億円ぐらいの

間接的なお金が病院を中心に動いております。もし病院がなくなれば、直接収支の20億円とそれを取り巻く20億円、合わせて40億円の経済的な効果がなくなってしまう。それが財政的には町のお金の動きとしては非常に厳しい。なおかつ、当然のことながら町民の皆様の健康も損なわれてしまう。ですから、今後、病院は今、必死に頑張っております。その上で、前の年に、令和4年度に1億5,000万円、本来の取決めよりも1億5,000万円出してもここまで来ているということがありますので、私は、病院を守ることがこの町を守ることにつながっていることでもありますので、これまでの財政運営の中で、そして、ここまで財政が整ってきた上は、病院としっかりスクラムを組んで信頼関係を強めながらこういったような財政運営ができると判断しておりますので、そこで病院問題も含めまして財政非常定宣言を解除したいがどうですかという諮問をしたいと思っているのが、私の今の心境でございます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

要旨2の天平の湯の指定管理の計画について先ほど答弁をいただきましたが、私から、天平の湯のインターネットの表示等を確認されていらっしゃいますか、町長にお伺ひします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 大変申し訳ございません。インターネットの表示ってどういうことか、ちょっともう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 天平の湯というのを出示してもらって開けると、あそこにプレゼンテーションじゃないですけどもコマース等みたいなのが全部出てきますが、その辺、確認していることはございますか。わくや天平の湯とヤフーでもどこでも出てきますが、ホームページです。

○議長（後藤洋一君） 2番、ホームページですか。（「はい」の声あり）

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ホームページは確認しており、最近、見ていませんけれども確認はしています。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 一応コマース的には非常によいという評価はいただいているみたいですが、ただ毎月の金曜日の日、何か子供さんにサービスという形で割引みたいな形がずっと毎週毎週やっているみたいなんです、あそこ子供さんだけで天平の湯を利用するのはちょっと難しいんじゃないのかなと。

それから、飲食店が準備中という形でずっと4月から入っているんですが、いつまで準備なのか、工事もやっていないじゃないかというお客さんから電話等もございました。その辺について担当部署と協議なされているのかどうかお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 毎週金曜日につきましては、7月7日から毎週金曜日について小学生入浴無料ということで今年からやらせていただいております。小学生対象にしてということで親を巻き込んで入浴していただこうと、入浴者を増やそうというところの事業でございます。

あと、レストランにつきましては、先ほど町長も申しましたとおり、事業者については現在、探しているところです。見つまり次第、営業再開できるようにしておりますので、準備中という表現になっているかと思われます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） その辺の準備に関してですが、当町にはまちづくり協力隊なるものがありますよね。その辺のスタッフと協働で何か考えるということはないのでしょうか、その提案とかしたことはないのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 現在いるまちづくり協力隊の中では、調理等をやる方はおりません。ただ、今レストランのほうは休業しておりますけれども、その補填として弁当とか出してあります。その中では地域おこし協力隊のOGである方のご協力もいただいているところです。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 一時、報告がありましたが、協力隊の方で栄養士さんか何かキッチンカーまで用意されて活動なさると表明された方がいましたが、その方はどのような状態になっているのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 昨年の7月に辞めております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 辞めたというのは、期限で、それとも途中で嫌になって辞めたということでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 自主退職というか、自分でお辞めになったということになります。ちょっと体調も崩したということもありました。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） この指定管理者の方なんですけど、世代館の保育園を開設なさったときも、たしかこの関連の業者さんというか、指定管理者になっている方だと思いますが、あそこの件に関してちょっと質問入れますけれども、よろしいですか。

○議長（後藤洋一君） できれば指定管理の件で、天平の湯の今後の営業状況などを確認した上で質問していただくとなお結構だと思います。今回は許可します。

○2番（涌澤義和君） 保育園というか、幼稚園を開設しましたが、補助金等も使って開設したと思います。あれに対して衛生器具等に関して私、一般質問でちょっと質問したことがありますけど、衛生器具、トイレに関して幼児用の器具は何台ついておりますか。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。ちょっと今日、手持ち資料が突然のご質問でないんですが、三、四台だったかと思われます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） さくらんぼこども園でもあったんですが、やっぱり避難施設としてあそこは指定されていいますが、やはり幼児用の施設の器具といいますと、やっぱり、避難された大人の方とか何かはまず使えないと

思います。その辺を。

○議長（後藤洋一君） 2番、天平の湯の件で質問されていますので、指定管理について、その辺の経営状況、計画について質問してください。（「はい、分かりました」の声あり）

子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お許しをいただきまして。先ほど申し上げた幼児用のトイレというのは、こどもの丘保育所を整備した部分についている幼児用のトイレです。避難所用として使うほうには大人用のトイレ、もちろんございます。それは多分2か所か3か所だったと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） はい、分かりました。

○議長（後藤洋一君） 設備器具等については、追ってよく担当と話し合って進めていただきたいと存じます。

○2番（涌澤義和君） この指定業者さんに関しましてはいろいろと臆測がありますが、軒先貸して母屋など取られないように傷口のほうは小さいうちに対策検討等を要望しますが、町長、その辺についてお答えください。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 質問の意味がちょっと分かりませんが、何をご心配されているのかちょっと分かりませんが。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。マイクをきちっと持って。

○2番（涌澤義和君） お風呂の温泉施設の制御盤等の工事に関しましても、地元の古川の業者さんよりも1,000万円以上も高いシステム改修工事等がございまして、そういう改修工事を受注された涌谷町で、何かホームページ等を見ますと、昨日あたりから制御盤工事の着手に入っているようでございまして、その辺が入札、工事発注がいつだったのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。すいません、ちょっと入札の正確な日にちはございませんけれども、昨年の10月に一般競争で行っております。今取った業者より1,000万円ほど安いというお話ですが、その業者につきましては、当町で決めました最低制限入札価格を下回ったため、無効とさせていただいているものでございます。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 10月の入札であって今の工事取替の期間なんですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 部品の納品については約1年ほどかかると最初から分かっておりましたので、そのような状況になっております。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 今までかかった経緯の中で経過していますが、入札から今工事にかかっていますが、その間に関しましては、制御盤関係なしで動いていたんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 古い制御盤については、はっきり言ってだまされ使っていたという

のが正解だと思いますけれども、そういう状態で何とか今まで持ちこたえた状況です。

○議長（後藤洋一君） 2番涌澤義和君。

○2番（涌澤義和君） 温泉施設に関しましては、これからいろいろなことで金銭的なものがかかっていくと思いますので、その辺、町としても運営管理に関しましては適切に管理していただきたいと思いますが、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 天平の湯も平成10年にオープンしまして老朽化のほう、かなり進んでおります。施設整備については、かなり今からかかってくるものと考えておりますので、その際、議会のほうにも提案させていただきますので、議員の皆様にもご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

休憩します。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

以上で一般質問は終了いたします。



#### ◎同意第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、同意第16号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 提案理由を申し上げます。

同意第16号 涌谷町教育委員戸田康子氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き戸田康子氏を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

新たな委員の任期につきましては、任期満了の翌日から4年となるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第16号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、同意第16号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、同意第17号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 同意第17号の提案理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員佐々木 宏氏は令和5年10月20日をもって任期満了となりますので、引き続き任命したいと思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお同じく、新たな委員の任期につきましては、任期満了の翌日から4年となるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第17号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第17号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、同意第18号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第18号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町監査委員遠藤要之助氏は令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、後任として城口貴志生氏を涌谷町監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第18号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、同意第18号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

ここで議会の同意を得られました監査委員からご挨拶をいただきます。城口さん、登壇願います。

〔城口貴志生氏登壇〕

○監査委員（城口貴志生君） 貴重なお時間をありがとうございます。

私はただいま同意をいただきました城口貴志生です。私は、涌谷町役場に35年間、勤務させていただきましたが、退職後はブランクもあり、また初めての仕事ということで不安なところもあります。しかしながら、この際、一つ一つ学んで、そして、学び直して監査委員の職責を全うしたいと考えております。

また、町民福祉の向上、そして、町の発展のための一助になれるように全力で当たっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎報告第16号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第5、報告第16号 令和4年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第16号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

令和4年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため対象となる数値がなく、実質公債費比率は6.6%で早期健全化基準の25%を下回り、将来負担比率は2.3%と同じく早期健全化基準の350%を下回っております。

資金不足につきましては、国民健康保険病院事業会計を除く4事業会計において資金不足は発生しておりません。国民健康保険病院事業会計において1億848万2,000円の資金不足が発生し、資金不足比率については8.6%（「6.8%」と訂正）となっておりますが、経営健全化基準の20%を下回っております。

以上、経営健全化基準の基準内にありますことを申し上げ、報告といたします。

○議長（後藤洋一君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、意見を申し上げます。

涌監第23号。

令和5年8月25日。

涌谷町長 遠藤稔雄殿。

涌谷町監査委員 遠藤要之助。

同 竹中弘光。

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和5年7月10日から7月21日まで。

### 3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。表については省略いたします。

#### (2) 個別意見

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、赤字比率は計上されていない。

③実質公債費比率及び④将来負担比率については、早期健全化基準未満である。

令和4年度資金不足比率審査意見

#### 1 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期間

令和5年6月20日から6月21日まで

### 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表は省略いたします。

#### (2) 個別意見

国民健康保険病院事業会計を除く4事業会計については、資金不足比率が発生していない。

国民健康保険病院事業会計については、4年連続で資金不足が発生しているが、資金不足比率は令和2年度、4.9%から令和3年度は11.0%となったが、本年度は6.8%となった。今後も資金不足解消計画を着実に実行するよう努められたい。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

ただいま、発言の訂正が町長から申出がありましたので、会議規則第6条に基づき、これを許可いたします。  
町長。

○町長（遠藤稔雄君） 大変申し訳ございません。ただいまの報告第16号でございますけれども、資金不足比率について「6.8%」と読むべきところを、「8.6%」と発言したようでございますので、改めて「6.8%」と訂正させていただきます。

○議長（後藤洋一君） 以上で報告第16号は終了いたします。

休憩します。再開は1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

ここで副町長から発言の申出がございますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（高橋宏明君） 参与席の出席者の変更についてお知らせいたします。

税務課紺野課長でございますが、家庭の都合により午後から急遽欠席することで、代わりに税務課佐々木課長補佐が出席いたしますので、よろしくお願い申し上げます。



#### ◎報告第17号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第6、報告第17号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第17号について申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定に基づきまして、町が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 午後もよろしくお願いいたします。

議案書8ページをご覧いただきたいと思っております。

報告第17号 放棄した債権の報告についての説明を申し上げます。

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、下記調書のとおり放棄したもので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日提出 涌谷町長

内訳につきましては、8ページの債権放棄調書にありますように、債権の名称は水道料金になります。

債権放棄事由が、条例第14条第2項の破産等に該当する者が、延べ人数3人、実人数2人、件数は4件になります。金額が5万659円でございます。

また、同条第4項の死亡に該当する者が、延べ人数1人、実人数も1人、件数は3件、金額が9,630円でございます。金額は合わせますと6万289円になるものでございます。

債権放棄の時期につきましては令和5年3月31日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で報告第17号は終了いたしました



#### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第56号 工事請負契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大木建設株式会社東北支店と契約額5,478万円で令和5年8月30日に仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長から願ひします。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第56号 工事請負契約の締結についてとなります。

令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

#### 記

- 1 契約の目的 令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事
- 2 契約金額 5,478万円。

3 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目4番30号  
大木建設株式会社東北支店  
執行役員支店長 情野広行

令和5年9月7日提出

涌谷町長

本件は、令和5年7月25日に開催しました指名委員会で、県内に本支店を有し土木工事の経営事項審査結果の総合評点が800点以上であることを条件に付した一般競争入札、事後審査型郵送方式で実施することに決定し、8月4日に公告、8月28日に開札いたしました。

応札は3社あり、うち有効な入札で最低価格である大木建設株式会社東北支店を落札候補者とし、書類を審査した結果、8月30日に仮契約を締結しております。

なお、本件可決後、本契約になる予定となっております。

工事の詳細につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（小野伸二君） それでは、工事の内容につきまして私のほうからご説明申し上げます。

会議資料4ページをお開き願います。議案第56号の資料になります。

泥目木2号橋橋梁一般図でご説明させていただきます。

施工箇所につきましては、右下の位置図をご覧くださいと思います。見えづらい部分も多々ありますがご了承くださいと思います。施工場所は小里地内で国道346号線と県道河南築館線の交差点を北に50メートルほど進みまして、左側に長根方面へ向かう町道泥目木線がございます。ちょうど旧迫川右岸土地改良区の事務所前を通りまして途中の小里小水路に架かる橋が今回施行となります泥目木線2号橋となります。

本地区内では、鹿飼沼地区県営圃場事業が実施しておりまして、その圃場整備と併せまして道路の拡幅計画を立てております。その道路の拡幅に併せまして今回の既設橋を追加し、施工するものでございます。

上部の平面図をご覧くださいと思います。

現在の幅員は5メートルでございまして、1メートルほど下流側に拡幅しまして幅員を6メートルとするものでございます。

橋長につきましては8.46メートルでございます。

左側の側面図をご覧くださいと思います。橋長は8.46メートルでございます。

施工は門型カルバートという工法で施工いたすものでございます。基礎工といたしましては、両側に基礎ぐい、鋼管ぐいで口径が500ミリ、くい長が12メートルのくいを右岸、左岸それぞれ4本ずつ計8本施工するものでございます。

橋の上部には安全対策といたしまして防護柵を設置するものでございます。

なお、施工箇所が水路ということでございまして、管理者と協議した結果、10月以降ということで、施工につきましてはそういうふうになっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 確認でございます。大木建設株式会社の執行役員「情野（セイノ）」という説明がございましたが、漢字はこれでよろしいんですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） はい、このとおりの漢字となっております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

10番門田善則君。

○10番（門田善則君） 企画課長に確認ですが、落札率は幾らだったのか教えてください。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 落札率につきましては89.08%です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかにございません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 工事請負契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第56号 工事請負契約の締結について（令和5年度（都市防）泥目木線2号橋橋梁工事）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第57号 大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎定住自立圏の形成に関する協定書の医療機能充実を踏まえ、定住自立圏構成市町であります1市4町が、大崎地域における持続可能な医療提供体制の実現に向けて自治体間の役割を明確にし、より取組の実効性を確保するため、大崎市が中心となって協議を行い、整いましたので地方自治法第252条の2第1項（「第3項」と訂正あり）の規定によりまして、大崎市と連携協約を締結するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案書10ページをお開き願ひます。

議案第57号 大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約について、別紙のとおり大崎市との間において、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約を締結することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願ひます。

大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約になります。

内容になりますが、連携協約につきましては、大崎定住自立圏構成市町1市4町が大崎市とそれぞれ協約を締結するものでございます。

第1条、目的になりますが、「定住自立圏の形成に関する協定書」の「医療機能の充実」について、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、大崎定住自立圏構成市町の地域における持続的な発展を図ることを目的とし、取組の実効性を確保するため必要な事項を新たに定めるものでございます。

第2条、基本方針については、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組分野及び役割分担のとおり連携して事務を執行するものとする。

次に、第3条、経費負担になりますが、前条に規定する役割分担に基づいて事務を処理するために要する経費は、当該事務についてそれぞれが本来果たすべき役割、相互の受益の程度、その他の事情を勘案し、大崎市及び涌谷町が協議して定めるものとする。

その下の第4条は協議について記載しており、第5条は補則になります。

それでは13ページ、別表をお開き願ひます。

こちらは第2条で申し上げました連携して実施する取組分野と役割分担になります。

取組分野につきましては機能分化、連携強化をはじめ6項目について、大崎定住自立圏構成市町1市4町が連携して取り組む内容となります。

初めに、機能分化・連携強化になります。役割分担としては、大崎市民病院は、主に高度急性期機能及び急性期機能を担います。また、医療従事者の教育、研修体制の充実を図り、大崎地域における医療人材の質の向上を目指します。

涌谷町の国保病院は、回復期機能及び慢性期機能を担い、大崎市民病院の後方支援を行う病院としての役割を担うものでございます。

次に、夜間における診療体制の整備になります。

大崎市民病院は、大崎地域の住民に切れ目なく医療の提供できるよう、夜間の救急の充実を図るものです。

涌谷町国保病院は、大崎市民病院の夜間診療体制を確保するため、平日日中に大崎市民病院から転院を受け入れるものでございます。

次に、職員派遣の実施になります。

大崎市民病院は、限られた医療資源を地域全体で効率的に活用するため、医療提供体制の維持に必要な医師等の職員を涌谷町国保病院へ派遣するものです。

涌谷町国保病院は、大崎市民病院から医師等の職員の派遣を受け、地域に必要な医療を提供するものです。次に、遠隔医療等の活用になります。

大崎市民病院は、遠隔医療に必要な設備及び体制を整備し、涌谷町国保病院への支援を行うものです。

涌谷町国保病院は、遠隔医療に必要な設備を整備し、大崎市民病院と連携を図るものでございます。

次に、医療資源の共有になります。

こちらは大崎市民病院及び涌谷町国保病院の役割分担について同じになります。

大崎市民病院と涌谷町国保病院との間で医療情報及び医療機器等を共有し、大崎地域内における円滑な診療体制を構築するものでございます。

最後に、新興感染症発生時等への備えになります。

大崎市民病院は、平時から感染症に対応できるスペースを整備するほか、病床確保を含めた適切な患者対応を行う。大崎地域合同の研修会等により、感染症対応力向上を図るものです。

涌谷町国保病院は、大崎市民病院と連携して、病床確保を含め感染症患者の受入態勢を構築するものでございます。

以上、6項目について1市4町が連携して取り組む内容となります。

なお、具体的な役割分担の詳細につきましては、先日開催いたしました議会全員協議会で提出いたしました附属資料のほうをご参照いただきたいと思います。

また連携協約の締結につきましては、本議会においてお認めいただいた後に、大崎市と日程調整をいたしまして行う予定で考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。10番門田善則君。

○10番（門田善則君） すごくいいことだなというふうに感じておりますし、前のセンター長にもこのことを質疑をしておりましたが、やっとここで成立したなと。すごく町民にとってはありがたいことではないかなというふうに考えられます。

それで、この6項目の協定については何ら問題はないと思うんですけども、前に私もセンター長にもお話ししたんですが、要は涌谷の町立病院で診察オーケー、MRIを撮って今度紹介を大崎市民病院で受けたということになったときに、そのMRIの資料を大崎市民病院と一緒に共有ができないのか。そうすると、経費的にも町民の負担が少なくなるんじゃないかというお話をさせていただいたんですが、その辺については機器等の部分ということで了解していればよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長（木村智香子君） ただいまの質問でございますけれども、協約の中の別表の13ページの上から4番目と5番目辺りのところだと思いますけれども、一つは遠隔診療等の活用ということで、行かなくてもうちのほうの医師が見て、それをすぐに遠隔診療というこ

とでその場で見ていただいてコンサルテーションを受けるということが一つ目標となっております。

その次の医療資源の共有というところは、今おっしゃったような、あちらで、それも今後、ICTが発達して持っていかなくても情報共有ができるように整えていきたいというような連携協約でございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 10番門田善則君。

○10番（門田善則君） 了解です。

最後になりますけれども、この協定について経費的なものは一切何も出てこないんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 協定のほうにつきましては経費はかかりませんが、今後、この協定内容にちょっと含まれております、今度新たに大崎市の夜間急患センター、こちらが移転する予定で今協議をしているところでございます。

夜間急患センターにつきましては、今、旧市民病院の敷地内にありますが、それが新しい市民病院の敷地内に今度建設予定で考えているところでございます。ただ、そこにつきましてはまだちょっと概算という形になりますが、総事業費が大体25億円程度かかるということで、そのうち、夜間急患センターに係る部分が建物と医療機器含めて大体6億3,000万円ぐらいかかるということになります。それを今回1市4町で負担する方向で考えておりますが、この負担割合につきましては患者割で負担するような形です。ただ、一括で負担金を支払うのではなく、建物と医療機器購入時の減価償却費に合わせて毎年、各1市4町が支払うような形になります。

概算にはなりますけれども、今回もし建設した場合につきましては、通常よりも大体建設費に係る分が50万円程度、負担が大きくなる部分と、あと今回夜間急患センターが今の7時15分から10時まで運営しているんですが、新しい夜間急患センターにつきましては翌朝8時半まで運営することで考えております。そうすると、ある程度の光熱費とかの運営費も若干増えると思いますので、その負担につきましても大体通常よりも50万円ぐらい増えるんじゃないかということで計100万円ぐらいは通常ベースよりも負担金が増えると思いますが、ただ、建物と医療器具については減価償却費に合わせて毎年下がってくると思いますので、若干その辺は金額が変わってくると思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 10番門田善則君。

○10番（門田善則君） 今の説明ですごく分かりやすかったなというふうに思います。大体100万円ぐらいの増である程度、こういった協定を結び、そしてまた夜間救急も充実するということになると思いますので、町民にとってはすごくいいことではないかなあというふうに思いますので、この協定についてこの議会が終了後ということでお話ししてはくれますけれども、この協定に当たっては、前々からあった話だとは思いますが、今回実施に当たっては各市町村としては恐らくみんな万々歳なのかなというふうには思いますけれども、その辺の各4町の部分でのこの協定について、もしお話を聴いている部分があるのであれば、最後にその部分をお聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長（木村智香子君） 私のほうからお答えいたします。

この協定につきましては、令和4年7月から1市4町の首長とそれから各自治体病院で話し合っております。

これまで何回か協議会のほかに下部組織として事務方が何度も集まって話し合いをしております。その中で最終的に各町の首長、それから自治体病院のほうからは特に異論はなく、それまでの間に協議で解決できたということで、みんなでこの協議をしていきたいと思いますということで、そうですね、協議会が一旦、議決に向けていきたいと思いますということになっております。以上です。（「了解です」の声あり）

○議長（後藤洋一君） センター長。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） センター長の前沢でございます。前回、全員協議会でご質問があった点について先日、会議で私からも質問いたしましたので、その説明をして報告に代えたいと思います。

小児科という診療科名が石巻日赤には入っているのに大崎では入っていないということでご質問いただきました。これについては先方の回答としましては、小児も診ますということで総合診療科という形で小児も含めて受け入れてまいります。小児の専門的なことが必要な場合には、院内の小児科の先生もサポートをして小児については十分対応していきますので、ご安心いただきたいというご返事で行ってまいりました。付け加えさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第57号 大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約については原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第58号 涌谷町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第58号の提案の理由を申し上げます。

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、申請届出の行政手続をオンラインで行うために条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長等から説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第58号でございます。涌谷町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては14ページ、資料につきましてはA 3判となります令和 5年涌谷町議会定例会 9月会議資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

説明につきましては、資料をもって説明させていただきます。

涌谷町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の逐条説明資料となっております。

本条例につきましては全部で12条から成る条例でございます、行政手続オンライン化法の第13条第 1 項に基づきまして、申請届出等の手続のオンライン化手続を行うために必要となります事項を、通則条例により定めることを目的とした条例となっております。

第 1 条でございます。目的といたしまして、情報通信技術を利用する方法による手続（オンライン申請）を行うための必要な事項を定める旨を規定しております。

第 2 条でございます。定義といたしまして、用語を定義させていただいております。

第 3 条でございます。町の機関等による情報システムの整備等でございます。町の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続及び行政の推進を図るために、情報システムの整備、その他必要な施策を実施する旨を規定しております。

第 4 条でございます。電子情報処理組織による申請等でございます。各情報規則により申請方法が規定されている申請は、その規定にかかわらず、オンラインで申請することができる旨を規定しております。

第 5 条でございます。電子情報処理組織による処分通知等でございます。各条例規則で書面等での実施が規定されている処分通知は、その規定にかかわらず、通知をオンラインとする旨を表示している場合に限り、オンラインですることができる旨を規定するものでございます。

第 6 条でございます。電磁的記録による縦覧等でございます。各条例・規則で書面等で行うことが規定されている縦覧等については、その規定にかかわらず、オンラインやデータ等である旨を規定しております。

第 7 条です。電磁的記録による作成等でございます。各条例・規則で書面等に行うことが規定されている作成等については、その規定にかかわらず、電磁的記録（データ等）である旨を規定しております。

第 8 条です。適用除外です。第 4 条から前条、第 7 条になりますが、規定の適用除外を規定しているものでございます。

第 9 条、添付書面等の省略でございます。各条例・規則で申請等をする者の住民票の写し等、申請等に添付することが規定されているものについては、その規定にかかわらず、直接に情報を入手・参照することができる場合（政令等で規定されてるものに限る）には、添付を必要としない旨を規定しております。

第10条です。情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正でございます。町は町民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図ることを規定しております。

第11条です。情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表でございます。この条例の規定により情

報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネット、その他の方法により公表することを規定しているものでございます。

第12条でございます。委任でございます。規則への委任を規定しているものでございます。

議案書にお戻りください。議案書19ページでございます。

附則となります。この条例は公布の日から施行するものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 涌谷町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 涌谷町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第59号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第59号の提案の理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定めた府令及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） それでは、涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は20ページ、新旧対照表は1ページからになります。

改正の主な内容は、ただいま町長が提案理由で申し上げました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並

びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定めた府令及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用部分について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表でご説明いたしますので1ページをご覧ください。

第6条、2ページの第7条、4ページの第35条、5ページの第36条及び6ページの第51条につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正に準じて文言の修正等、改正を行っております。

3ページに戻ります。

第13条第4項第3号イは、誤字の修正を行っております。

4ページをお開き願います。

第15条第1項第2号は、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、項の繰上げを行うものです。

また、同じく第4号及び6ページの第44条につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に替わることから改めるものです。

議案書20ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第60号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第60号の提案の理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めた省令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 涌谷町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は21ページ、新旧対照表は9ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたしますので9ページをご覧ください。

第6条は、家庭的保育事業者等から居宅訪問型保育事業者を除く括弧書きの効力の及ぶ範囲に、今回新設する第7条の3第2項を加える改正、その他、文言の整理を行うものです。

また、送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務づけた子供のバス送迎安全徹底プランを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、新たに第7条の3を加えるものです。

第1項では自動車を運行する場合、乗車、降車時において子供の所在を確実に確認すること。

次の10ページ、第2項では、自動車でブザーなど車内の見落としを防止する装置を備えることを定めております。

また、附則の第6条として、第7条の3第2項の規定の適用に対する経過措置を新たに加えるものです。

議案書22ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第61号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第61号の提案の理由を申し上げます。

本案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めた省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うおとすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は23ページ、新旧対照表は12ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。

第1条と附則の第1条につきましては、法令名の後ろに公布年、種別等が抜けていたため追加いたすものです。

また、子供のバス送迎安全徹底プランを受け、第6条の3を新たに加えるものです。

また、附則に、放課後児童支援員の資格要件に関するもので研修修了予定者に期限が課されること、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置が期限を定めず、当分の間とすることを定めた第2条を新たに加えるものです。

議案書23ページにお戻り願ひます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

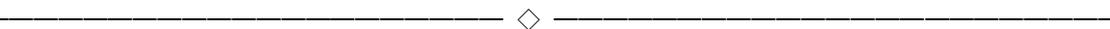
○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は1時55分といたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。



### ◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（後藤洋一君） 日程第13、認定第1号 令和4年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 認定第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和4年度涌谷町各会計の歳入歳出について、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けてその認定を求めるものでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は84億8,320万6,000円、歳出決算額は81億9,700万1,000円となり、歳入歳出差引きから繰越額を差し引いた実質収支額は1億4,287万9,000円の黒字となったところでございます。

歳入でございますが、町税におきましては、個人町民税や法人町民税では税額が減少したものの、固定資産税では新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の終了のほか、新規設備投資などによる大幅な増額があったため、町税全体では前年度比7.7%、1億1,666万4,000円の増となりました。

各種交付金におきましては、地方譲与税で自動車重量譲与税などの減額により19.9%の減、地方交付税におきましては、震災特別交付税の大幅な減額などにより6%の減となりました。

また国庫支出金におきましては、民間こども園整備補助金や電気・ガス物価高騰対策を含む新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の増額などにより10.8%の増、県支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対策等の補助金や農林水産業費の補助金の減額により29.9%の減となったところでございます。

財産収入におきましては、資産の貸付けや町有地の払下げにより283.4%の大幅な増となり、寄附金におきましては、ふるさと納税の新たな返礼品として町内で生産された酒米を使用した純米大吟醸を追加するとともに、返礼品の組合せやポータルサイトにおけるデザイン等を見直し、より魅力的なふるさと納税を目指してまいりました。しかし、一時的に返礼品の供給を停止せざるを得ない状況になったことなどにより、ふるさと納税としましては、前年比15.4%の減となりました。

繰入金におきましては、令和5年度へ繰り越しました堆肥保管庫整備事業などの財源としてふるさと涌谷創生

基金事業が増加したことなどにより、237.6%の増となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出全般において財政再建中のため国県補助等を最大限活用し、財源の確保に努めつつ、感染症対策や各事業を実施してまいりました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

国内をはじめ世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症につきましては、幼稚園や小・中学校をはじめとする感染拡大防止対策を行い、安心して安全な教育環境の確保を図りました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、関係機関と連携の上、接種を実施、推進することで町民の皆様の安心安全な生活の確保に努め、接種を希望する高齢者や障害者に対しては、会場への移動や付き添い等の町独自できめ細やかな支援を実施いたしました。

暮らしへの支援といたしましては、原油価格や物価の高騰が生活への大きな負担となっていたことから、小中学生の給食費や給食賄い材料の補助により保護者の負担軽減を図り、住民税非課税世帯に対しては給付金による支援を実施したほか、全世帯に町内で使用できる商品券を配布し、生活、暮らしの支援を行うとともに、地域経済の活性化を図りました。

事業者支援といたしましては、商工振興において売上げが減少した事業者へ支援金を交付したほか、原油価格高騰により大きな影響を受けた運送事業者等に燃料購入費を助成するなど、事業の継続を支援いたしました。

また、地域の消費を喚起するため、商工会との連携により割増し商品券発行を行うなど、地域経済の回復へ向けた取組を実施いたしました。

基幹産業であります農業に関しましては、利子補給のほか、高騰する家畜飼料購入への支援や米価下落により経営に大きな影響が出た事業所に対しましては、飼料米の作付支援、転作作物への作付推進を図るため、生産資材、機械導入への補助を行い営農継続への支援を実施いたしました。

次に、議会費についてでございます。昨年に引き続き、議員皆様が自ら報酬の減額を行っていただき、財政再建に協力いただいたところでございます。心から感謝申し上げます。

総務費についてでございます。地域おこし協力隊につきましては、都市部から本町の活性化に関わりたいという志を持った隊員を任用し、令和4年度においても5名の隊員により観光や教育の分野などで町の活性化を図ってまいりました。

マイナンバーカードの交付につきましては、国のマイナポイント付与事業の第2弾が実施されたことにより、申請、交付件数とも大幅に増加したため、対応職員を増員し、高齢者の皆様が安心して申請できるよう、きめ細やかなサポートを実施いたしました。

その結果、本町の年間交付件数は、昨年度、1,769件から令和4年度、3,835件と倍以上の交付となっております。

また、役場庁舎及び町民医療福祉センター、健康課、福祉課に公衆Wi-Fiを整備し、来庁者の利便性向上を図るとともに、国の自治体DXの方針に対応していくために、庁内無線LANの整備を行いました。

民生費についてでございます。重層的支援体制整備事業の移行準備といたしまして、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域の方々などの協働による包括的な相談支援体制を整え、地

域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

加えて、地域の方が主体的に地域の課題を把握するため、行政区長や民生委員児童委員等の協力を得て平時からの地域による見守りや支え合い活動の拡充、災害などの有事にも活用できる支え合いマップを更新いたしました。

子育て支援事業といたしましては、民間保育所での延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点の3事業に対する補助金を継続するとともに、民間事業者による幼保連携型認定こども園整備を支援し、保護者が安心して子育てができる多様な保育ニーズに対応できる環境を整備いたしました。

さらに、子ども家庭総合支援拠点におきましては、関係機関が支援目標、具体的役割分担を明確にし、共通認識を持って児童虐待防止に取り組んでまいりました。

衛生費についてでございます。安心安全に妊娠期間を過ごしていただき、出産後の子供たちの健やかな成長を支援するため、伴走型相談支援の充実と子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円を交付し、経済的な支援とともに産後うつや虐待予防等のため、妊産婦健康診査の助成や産後の母子に対するケア事業も新たに開始いたしました。

さらに、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭及び妊産婦への情報提供、助言など必要な支援を円滑に行えるよう体制を整備し、子供を産み育てやすい環境づくりを推進してまいりました。

健康の源である食に関しましては、令和4年度に第4次食育推進計画を策定いたしました。これにより五感を生かした体験を基盤として持続可能な食の輪を広げることを重点に、食を通した健康づくりをなお一層推進してまいります。

東日本大震災を起因とする東京電力福島原子力発電所事故で生じた農林業系汚染廃棄物の処分につきましては、一般ごみとの混焼処理に加え令和4年度からすき込みによる処理を行っております。引き続き細心の注意を払いながら、早期の処理完了に向け事業を進めてまいります。

農林水産業費についてでございます。産金の地・涌谷として金のいぶきの普及拡大を目指し、作付実証などを行うとともに、ガストロノミーツーリズム世界大会での周知を行うなど、金のいぶきの定着化と販売促進を支援してまいりました。

また、国が策定する米穀の需給見通し等を基に設定される生産数量目標の目安は下がり続けていることから、主食用米を作付しない水田を有効活用するため、生産販売戦略と連携した麦、大豆、飼料作物や園芸作物、飼料米等、新規需要米への転換を進めてまいりました。

このほか、低コストで高効率な農業経営を目指して機械導入等の支援を継続し、農地整備につきましては、農村環境向上活動の支援のほか、経営圃場整備事業による農地の汎用化を推進するとともに、農地の集積集約化による規模の拡大と作業の効率化を推進してまいりました。

畜産振興につきましては、10月に鹿児島県で開催されました全国和牛能力共進会出場への補助や家畜防疫への補助など、優良牛の地域確保、畜産物生産による経営の安定化を図るため、支援を継続いたしました。

林業費につきましては、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画を定めるため、意向調査に基づく現地調査と経営管理権集積計画案の作成を行ったところでございます。

商工費についてでございます。商工振興につきましては、中小企業振興資金融資事業を継続したほか、企業誘

致につきましては、町内進出企業との情報交換をはじめ、コロナ禍により中止となっておりました企業立地セミナーが再開されたことから、東京や愛知の企業へのアプローチを行いました。また、設備投資等を行った町内の立地企業への奨励金の交付を継続してまいりました。

観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、東北軌馬競技大会など一部イベントの中止はありましたが、そのような中においても、感染症対策の徹底を図りながら夏祭り、花火大会や秋の山唄全国大会を再開したほか、人気アイドルグループの招致イベント、冬のライトアップ事業を新たに実施するなどコロナ禍により落ち込んだ観光需要回復に努めました。また、笠岳山の雲海の情報発信、環境整備をはじめ、日本遺産みちのくGOLD浪漫関連の事業者や認定ガイドとともに、ツアー等の企画や催行に取り組むとともに、関係事業者へのプロモーション活動に努めました。

土木費についてでございます。町道整備につきましては、株式会社ウェルファムフーズ様の工場操業に合わせて尾切線道路改良事業を進めているところでございます。また、大谷地線道路改良工事をはじめ、舗装補修工事や橋梁補修工事等を実施し、生活道路の安全性の確保及び良好な道路環境の整備を図ってまいりました。

都市公園につきましては、町民の安らぎの場であることから安全で利用しやすい環境を維持するため、植栽管理や除草を中心とした景観保全や遊具等の安全点検など、適正な公園施設の維持管理に努めてまいりました。

公営住宅につきましては、新たな入居者を募集するための空き部屋修繕のほか、既存入居者の良好な住環境整備のため、維持管理に努めてまいりました。

消防費についてでございます。

町民の安心安全確保において重要な位置付けとなっております消防団員につきましては、出勤手当の見直しや団員の安全性の確保のため、装備品の充実を図ってまいりました。また、災害時の備えといたしまして、涌谷高等学校会場に同校の生徒も参加した町の総合防災訓練では、地域の自主防災組織と連携した災害時の対応や防災意識の高揚を図りました。

教育費についてでございます。学校教育につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制約がある中、感染予防対策を実施しながら教育活動を継続し、志教育に取り組んでまいりました。令和4年度におきましては、いじめの防止や早期発見、対策を効果的に推進するため、涌谷町いじめ防止等に関する協議会等条例を制定し、涌谷町いじめ問題対策連絡協議会を新たに設置いたしました。ハード面につきましては、月将館小学校の照明のLED化工事や涌谷第一小学校のトイレを障害児に対応するため改修工事を行い、安心安全な空間づくりに努めてまいりました。

学校給食センターの運営に関しましては、老朽化した設備の更新などの施設整備を行い、より一層安全安心な給食提供に努めてまいりました。町内で生産された野菜や金のいぶきのほか、町内産の子実用トウモロコシで飼育されたブランド豚みちのくの心意気を食材として取り入れ、食育と地産地消を推進してまいりました。

生涯学習につきましては、昨年度に引き続き学校現場と地域の皆さんによるボランティア支援など、学校と地域の協働事業を推進してまいりました。また、感染症対策を講じながら文化講演会の開催をはじめ、小牛田農林高等学校学校林を会場とした自然散策や創作教室等を実施するなど、子供から大人までの各年代の社会教育の推進に努めてまいりました。

生涯スポーツにつきましては、総合型地域スポーツクラブ等の活動の充実を図るとともに、中学校や各地域で

スポーツ推進委員によるニュースポーツ等の講習を行い、地域スポーツの普及拡大を推進してまいりました。

文化財の保護活用につきましては、数多く残されている歴史文化資源を保持・活用するマスタープランの素案を作成し、指定文化財の保存管理を図りながら、佐々木家屋敷の公開イベントを継続実施し、魅力ある地域資源として活用を図りました。

以上、一般会計の決算でございますが、令和4年度は財政再建計画の実施から4年目となります。私自身の公約であります財政再建についても着実に効果を上げ、財政調整基金の残高においては、非常事態宣言発出当初では標準財政規模の10%前半で推移していたものが28.5%まで改善しております。

また、年度当初から財政規律を守った予算編成を徹底したことにより、経常収支比率をはじめ各財政指標が改善しており、将来負担比率に至っては50%後半から2.3%と大幅に改善しているところでございます。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は21億2,201万9,000円、歳出決算額は21億129万4,000円となり、差引き実質収支額は2,072万5,000円となったところでございます。

歳入では、国民健康保険税におきまして被保険者数の減少により、前年度比1.7%の減となりましたが、収納率につきましては全体で0.3ポイント増の85.7%になったところであります。

今後も更なる収納率向上に努めてまいりたいと考えております。そのほか、県支出金では、国保保健事業等の支援に係る特別交付金が増加いたしました。

次に、歳出でございますが、歳出総額の約7割を占める保険給付費が前年度比1.7%の減となり、保健事業では、保険者に義務づけられた特定健診の受診率が暫定値で50.1%となる見込みでございます。

また、特定保健指導の利用率は、初回実施割合で22.4%となり、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた受診率が、コロナ禍前の受診率に戻りつつあります。

歯科保健センター事業といたしましては、コロナ禍の中のマスク生活の影響もあり、口腔内状況の悪化が危惧されております。今後、具体的な指導も行いながら口腔内状況の改善に努め、生涯、口から食べることができよう、なお一層推進してまいります。

また、町の健康課題となっております生活習慣病対策といたしましては、第2次データヘルス計画に基づき遠田郡医師会協力の下、糖尿病性腎症等重症化予防とともに、節目人間ドックの実施、さらには脳ドックの一部助成も開始し、健康寿命の延伸に努めてまいりました。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は2億576万2,000円、歳出決算額は2億5万3,000円となり、差引き実質収支額は570万9,000円となったところであります。

歳入につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金等であり、保険料におきましては、被保険者数の増加に伴い前年度比13.5%の増となりました。

歳出では、保険料及び保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出したところでございます。

歳入歳出とも高齢化に伴う被保険者数が増加したことにより、保険料及び広域連合に対する納付金が増加しております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は19億376万7,000円、歳出決算額は18億4,289万9,000円となり、差引き実質収支額は6,086万8,000円となったところであります。

歳入につきましては、所得階層が比較的高い被保険者数が増加したことに伴い、保険料が前年度比0.6%の増となりましたが、保険給付費の減少に伴い、国庫及び県支出金、支払い基金からの交付金が減となっております。

歳出でございますが、歳出総額の約9割を占める保険給付費が、介護予防事業の成果により前年度比2.3%の減となったところであります。

地域支援事業につきましては、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、地域包括支援センターを中心に遠田郡医師会や関係機関と共同した在宅医療介護連携推進事業の実施とともに、高齢者が安心安全に生活できるような地域包括ケアシステムの充実を図ってまいりました。

さらに、高齢者の特性を踏まえた健康支援として栄養や運動、社会参加の観点から、フレイル対策、疾病予防等に取り組んだところでございます。

次に、水道事業について申し上げます。

事業の実施状況でございますが、給水状況といたしましては、前年度と比較して配水量が1.4%増の約152万立方メートル、有収水量が2.4%減の約124万立方メートルとなりました。

建設改良につきましては、耐震化交付金事業として玉崎山地内を実施するとともに、老朽管等更新事業として桜町裏地内外4路線の配水管の布設替工事等を実施し、管路整備に努めました。

また、太田簡易水道組合の廃止に伴い、欠下地内において配水管の改修工事を実施し、上水道への統合を図ったところでございます。

次に、経営の状況でございますが、収益的収支につきましては、総収益では、前年度比4.3%減の3億9,424万9,000円、総費用では、前年度比0.3%増の3億6,508万6,000円となり、2,916万3,000円の純利益を生じたところでございます。これに前年度繰越利益剰余金4,823万6,000円を合わせた未処分利益剰余金7,739万9,000円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。今後も人口減少による収入減と施設の老朽化対策を念頭に置き、事業の広域化、共同化に向けて検討を進めるとともに、安全で安心な水の提供に努め健全な事業運営に取り組んでまいります。

次に、下水道事業会計について申し上げます。

事業の実施状況でございますが、汚水処理につきましては、水洗化の状況は総接続戸数が2,269戸、前年度比14戸の増、区域内の人口に対する水洗化率は、公共下水道で70.0%、農集排では63.1%となり、有収水量は前年度比2.6%減の約59万6,000立方メートルとなりました。

建設改良につきましては、雨水事業では江合川右岸第2排水区の伊藤建材付近の排水路整備を行い、延長で89.3メートルが完成し、全体の幹線延長が737.4メートルとなり当該地区における排水路整備が概成しております。

また、公共汚水事業で涌谷浄化センターストックマネジメント計画に基づき空調設備等の更新工事を行い、農集排事業では篋岳中央地区処理施設の改築更新事業に着手しております。

経営の状況でございますが、収益的収支につきましては、総収益 4 億 7,556 万 6,000 円、総費用 4 億 7,027 万 5,000 円となり、529 万 1000 円の純利益を生じたところでございます。これに前年度繰越利益剰余金 1,225 万円を合わせ、未処理利益剰余金は 1,754 万 1,000 円となったため、繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。

引き続き、地域の浸水被害軽減のため雨水事業を進め、公共污水事業及び農集排事業につきましては、継続的な施設の更新、適切な維持管理と水洗化率の向上に努め、将来にわたり持続的かつ安定的な事業運営を図れるよう取り組んでまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

外来につきましては、内科、整形外科、眼科は週 5 日、泌尿器科、皮膚科は週に 2 日、神経内科、循環器内科、耳鼻咽喉科は週 1 日の診察を行い、患者数につきましては 8.8% 増の延べ 4 万 4,100 人、1 日平均 181.5 人となりました。

入院につきましては、入院患者数は前年度比 11.3% 減の延べ 2 万 9,054 人、1 日平均としては 79.6 人となり、また全国的に新型コロナウイルス陽性患者の受入病床が不足していたことから、本院におきましても 11 月から 6 床を確保し、患者の受入対応をしてまいりました。

経営の状況でございますが、収益的収入は 20 億 4,772 万 8,000 円、収益的支出は 19 億 6,247 万 7,000 円となり、当年度純利益は 8,525 万 1,000 円となり、前年度繰越欠損金と合わせて当年度未処理欠損金として 15 億 7,585 万 2,000 円を翌年度に繰り越したところでございます。

経営改善に向けて令和 5 年 4 月から病床数を 121 床から 99 床に削減するなどの取組を進めておりますが、引き続き収入の確保、支出削減の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数につきましては、前年度比 7.9% の減の延べ 2 万 5,224 人、1 日平均 69.1 人となり、通所者数につきましては 5.7% 減の延べ 8,733 人、1 日平均 29.9 人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入は 4 億 7,331 万 7,000 円、収益的支出は 5 億 3,151 万 4,000 円、特別損失 128 万 1,000 円となり、当年度純損失は 5,819 万 6,000 円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処理欠損金として 2 億 7,075 万 8,000 円を翌年度に繰り越したところでございます。

この要因につきましては、昨年 7 月から 8 月にかけて発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターの影響による利用者の減少に加え、支出における材料費や原油価格の高騰の影響が大きく赤字決算となったものでございます。

老人保健施設事業につきましては、在宅復帰支援施設としての役割を果たすとともに、利用者及び家族の期待に応えるべく施設運営に努め、利用者数の増加と収益の改善に向け努力してまいります。

次に、訪問看護ステーション事業について申し上げます。

利用者につきましては、訪問看護では 2.3% 減の延べ 4,042 人、1 日平均 13.7 人となり、訪問リハビリでは 2.0% 増の延べ 3,195 人、1 日平均 13.1 人となりました。

経営の状況でございますが、収益的収入につきましては 5,914 万 3,000 円で、収益的支出は 5,807 万円、特別利益 1 万 9,000 円となり、当年度純利益は 109 万 2,000 円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ当年度未処分利益

剰余金として8,252万6,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

今後も利用者と家族に寄り添い、安心して在宅療養や治療を行えるよう、看護やケアのサービス提供体制の充実を図り支援してまいります。

以上、各会計の決算の状況でございます。どうぞ決算審査よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

続いて、監査委員の審査した意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員、登壇願います。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、令和4年度涌谷町一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査が終了したので、意見を述べます。

なお、意見は意見書の朗読をもって意見に代えますのでご了承いただきたいと思っております。

涌監第21号

令和5年8月25日

涌谷町長 遠藤稔雄殿

涌谷町監査委員 遠藤要之助

同 竹中弘光

令和4年度涌谷町一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度涌谷町一般会計及び特別会計の決算並びに証書類、基金運用の状況を示す書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

#### 1 審査の対象

- (1) 令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類
- (2) 令和4年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
- (3) 令和4年度各種基金運用状況に関する書類

#### 2 審査の期間

令和4年7月10日（月）から7月21日（金）まで実質審査期間7日間

#### 3 審査の手続

令和5年6月1日、審査に付された令和4年度涌谷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点に主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら、帳票、証拠書類を精査し、例月現金出納検査、定期監査等における留意事項も考慮して責任者及び関係職員から資料の提出及び説明を求めて審査を実施した。

- (1) 決算の計数が正確であるか。
- (2) 予算の執行が適正に行われたか。
- (3) 財政運営が適正かつ健全に行われたか。

#### 4 審査の結果

- (1) 審査に付された各会計決算の計数は、正確である。

(2) 予算執行の内容は、適正妥当と認めるものである。

(3) 財政運営は、おおむね適切に運営されていると認めるものである。

(4) 基金の管理、公有財産の管理については、おおむね良好と認めるものである。

## 5 決算の概要

各会計の決算数値は、表1（数値については、各会計実質収支に関する調書からの転記）のとおりである。以下、本文中の数字は、単位未満四捨五入を基本としているが、決算に関する附属書類等に合わせるために調整している場合がある。

表1については、説明を省略いたします。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入84億8,320万6,000円に対し、歳出81億9,700万1,000円で、歳入歳出差引額は2億8,620万4,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1億4,332万5,000円を差し引いた実質収支1億4,287万9,000円となり、黒字決算となっている。

特別会計の決算総額は、歳入42億3,159万9,000円に対して歳出は41億4,424万7,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支は8,730万2,000円となり、黒字決算となっている。

決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入は0.1%増加し、歳出は1.8%減少した。特別会計の歳入は2.7%の増加、歳出においては3.0%の増加となっている。

主要財政分析指標の推移は、表2のとおりである。表2については省略いたします。

主要財政指標の数値を見ると、財政力指数については0.38と前年度と同様に財源に余裕がないことがうかがえる。

経常収支比率においては、歳入では普通交付税がほぼ前年度並みに交付されたほか、固定資産税で約1億円の増加があった。

歳出においては、指定管理委託料や病院会計繰出金の増額があったものの、財政債権計画推進中のため、事業の縮減継続、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でのコロナ対策を徹底し、財政調整基金を取り崩さず財政運営を行ったなどから、単年度では昨年度の78.6%から81.9%に上昇したものの、3か年の平均では86.3%から82.2%に改善した。

この改善については、財政債権計画の推進に加え、コロナ禍による事業中止など一時的な要因があると考えられることから、今後とも社会の動向を見極め、より健全かつ効率的な行財政の運営に努められるよう望む。

表3については省略いたします。

現在の基金管理には問題ないが、今後は財政情勢を勘案し、より有利な運用を心がけるべきと思われるもので、検討を期待する。

人口動態（各年度末住民基本台帳人口）

財政を考える上での、町の基盤としての人口は、表4のとおり、毎年、減少傾向にある。

表4については省略いたします。

### (1) 一般会計。

本会計の収入割合及び支出割合は、附表2及び附表3に示すとおりで、歳入は調定額に対して98.8%、歳出では予算現額に対して93.4%であった。また、翌年度へ繰り越した額は4億4,064万9,000円である。

財政収支の状況は表5のとおりである。表5については朗読を省略いたします。

#### ア、歳入の概要及び意見

歳入総額は84億8,320万6,000円で、前年度より964万6,000円、0.1%の増額であった。

自主財源全体は23億5,215万5,000円で、総額に占める割合は27.7%となった。うち町税は前年度より1億1,666万6,000円、7.7%増の16億2,358万2,000円となり、歳入総額に占める割合は19.1%（昨年度17.8%）で、対前年1.3ポイントの増となった。

税目別による構成比は、個人町民税と法人町民税を合わせ34.4%、固定資産税が52.7%で全体の87.2%を占めている。

前年度と比べた収納率は表6のとおりで、対前年度増減は現年度課税で0.10ポイント増、滞納繰越分で0.89ポイント減、全体で0.15ポイントの増であった。

町税の現年度課税の収納率が高率を維持していることから、担当者の努力を多とする。一方、滞納繰越分は総じて低率である。悪質滞納者には、厳正な対応が必要と思われるので、適切かつ実効性のある対応を望む。また、今後とも、宮城県地方税滞納整理機構との連携を密にして、その効果を更に上げることを望む。

町税収入は大事な町の一般財源であるので、今後とも、収納額、収納率、共にその向上に大きな努力を期待するとともに、それを強く望むものである。

表6については省略いたします。

寄附金の状況については、表7のとおりである。

ふるさと納税については、対前年度比、件数にして480件減少、金額にして538万7,000円減額となった。返礼品の供給の関係と説明があったが、後年度対応のためにも、詳しい分析、検討が必要であると思われるので、対応を望む。

表7については省略いたします。

#### 町営住宅使用料

住宅使用料の収納については、表8のとおりであるが、現年度収納率は98.58%と昨年度より微減ではあるが、徴収努力の跡が見られる。滞納繰越分の収納率13.06%は、昨年度と同様に低率であるので、更なる収納努力を求める。また、負担公平の原則に基づき、悪質な者には、適切な法的強制措置の適用も考慮して対応すべきである。

表8については省略いたします。

#### イ、歳出の概要及び意見

歳出総額は81億9,700万1,000円、前年度より1億5,187万4,000円、1.8%の減額であった。

予算執行及び事務執行については、款別に要点を述べる。

##### (ア) 議会費

本部門は、歳出総額8,709万6,000円で、対前年度3.6%減、執行率99.1%であった。構成比は1.1%である。

##### (イ) 総務費

本部門は、歳出総額16億997万7,000円で、対前年度3.8%減、翌年度繰越額は470万8,000円であった。執行率は98.8%で、構成比は19.6%である。

①職員研修の受講者数について、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の鎮静化とともに増加していることは今後に期待できるので、さらに研修内容の充実を図り、職員の資質向上を目指して努力されることを期待する。

②職員の病気休暇、休職者が多い。一般会計、企業会計を合わせて3年間で50人となっていることは、日常の業務執行に支障を来す人数と思われる。特に心の病が多いと感じた。今後は、職員の健康管理には、特に対応が必要と思われるので、深い検討を望む。

③提出資料によると、涌谷町地域振興公社（以下「公社」という。）への貸付金2,500万円の返済方法の検討の結果は、当年度中には出なかったようであるが、現在の公社の財力では、計画である令和6年3月31日までの返済は至難であると思われるので、早急な処理手法の検討が必要であると考えます。今後は、町民の理解が得られるような手法を見いだすべきと思われるので、深い検討を期待する。

④備品管理については、提出資料によれば「台帳管理の徹底と購入備品には備品シールの貼付で管理する」とあるが、今後は、それらにより、備品管理の徹底が定着することを期待する。

⑤財産管理における不要不急の町有財産の売却については、以前指摘していたことについて進展があり、総額7,937万円、件数にして18件の売却が進んだ。町は、現在、財政再建中であることから、貴重な財源となり得たと判断する。今後とも、将来利活用の予定がない町有不動産の売却に努力されることを強く期待する。

#### （ウ）民生費

本部門は、歳出総額23億1,724万3,000円で、対前年度0.1%減、執行率は97.3%であった。構成比は28.3%である。高齢化の状況は表9のとおりである。

①コロナの鎮静化とともに、当年度は、各種事業の数値改善が見られる。今後は、ウィズコロナからアフターコロナに向かい、各種事業の拡大に努力されることを強く望む。

②コロナ禍の下、各種事業の実施において確実な成果を上げていることに、それぞれの担当者の努力を多と認める。

表9については省略いたします。

③幼保連携型認定こども園「こどもの丘」建設が、総額4億5,275万5,000円、（国1億7,648万8,000円、町3,529万9,000円、事業者2億4,098万8,000円）で年度内に完成している。また、新子育て安心プランが採択されたことで、国庫補助金がかさ上げされており、各担当者の努力を多とする。現地踏査を通じて感じたことは、建築資材に木材がふんだんに使われ、豊富な緑に囲まれた環境と調和し、それらを生かした保育が期待できるので、今後は、現場との連携を密にして、子育て世代の期待に応える努力を望む。

#### （エ）衛生費

本部門は、歳出総額10億2,754万4,000円、対前年度13.7%減、執行率98.4%であった。構成比は12.5%である。

①健康診査実施状況は、表10のとおりであるが、各種事業にコロナの影響等もあり、実績数値にばらつきが見られるが、コロナ以前に戻りつつあるものの、令和5年度は、コロナが終息に向かうものと思われるので、町民の健診の受診率向上と疾病の早期発見、早期治療のため、受診の勧奨による受療率の向上に努力されることを望む。

表10については省略いたします。

②大崎地域広域行政事務組合焼却施設搬入量の状況は、表11のとおりであるが、分別収集、可燃ごみ（家庭系）削減の意識向上には、住民一人一人理解され、認識されることが大切である。担当者の不断の努力が大事であるので、今後とも、なお一層の努力を期待する。

表11については省略いたします。

③世代館研修館指定管理委託事業については、昨年度指摘した健康パークの指定管理者の業務内容の改善、研修館リフレッシュルームの在り方の検討は、一歩も前進のないまま1年が経過し、令和5年度から新指定管理者が選任された。

令和5年度からは新指定管理者とともに、誰もが納得できる管理業務になるよう期待する。

④トレーニングルームのマシンの故障等による、使用不能の状態が見受けられた。長期にわたりこのようなことのないよう、リース業者と綿密に連携し、対応されることを望む。

#### （５）農林水産業費

本部門は、歳出総額3億9,857万2,000円、対前年度10.4%減、翌年度繰越額は1億5,470万9,000円であった。執行率71.2%で、構成比は4.9%である。

①農業委員会の事務は、全て法令に従った事務処理に徹しており、適切に処理されている。今後とも、優良農地の確保、農地の集積、耕作放棄地の解消に委員等と事務局が一体となり、その成果を上げる努力に期待し、それを強く望む。

②農林振興課の担当する業務は、営農全般（稲作、畜産、施設園芸、水田転作、農地基盤整備、森林保全）である。農家に対し、基幹産業である稲作プラスアルファの複合経営の確立に向けた指導育成に努力されている成果が、蓄積されつつあることが提出資料から読み取れる。今後とも、地域農業の確立及び地域リーダー育成、農家経営安定に向け、更なる努力を積み重ねることを強く望む。

③涌谷町農業高齢者肉用牛貸付事業の事業終了から14年も経過した令和5年3月議会において、貸付金回収、基金条例廃止の議決があり、一切の事業終結手続が終了したことが報告された。時間の経過とともに、担当者が貸付金の回収に時間を要したであろうことは察するが、債権放棄という英断で解決を図ったことはお見事と言うべきであると思う。ここに担当者の長年の労苦にねぎらいの言葉をもって報いたいと思う。

#### （カ）商工費。

本部門は、歳出総額1億7,824万7,000円で、対前年度47%の大幅な減、執行率は、ほぼ100%であった。構成比は2.2%である。

①遠田商工会補助金交付事業について、昨年度も補助効果が見える報告が欲しい旨を求めたが、当年度はやや前進が見られたが、いまだ不十分である。更なる充実を求めるべきであるので、引き続き指導する努力を望む。

②コロナの影響による諸事業やイベントが縮小や中止があったが、令和5年度は、コロナも終息に向かうものと思われるので、各種事業やイベントについては、コロナ以前を超えて拡充するよう努力を望む。

#### （キ）土木費。

本部門は、歳出総額7億9,918万2,000円、対前年度26.8%増、翌年度繰越額は4,684万2,000円であった。執行率は93.2%で、構成比は9.7%である。

①道路台帳更新事業については、町道の改良延長（対前年度比213メートル）、舗装延長（対前年度比791メー

トル)の道路改良が行われ、道路交通の安全向上が図られた。今後とも、町民の安心向上のため努力されることを望む。

②大谷地線道路改良工事では、地元関係者の長年の念願であったが、令和5年度末完了の見込みであり、担当者の長年の努力を大とし、地元住民共々喜びとするものである。

(ク)消防費。

本部門は、歳出総額2億6,756万9,000円、対前年度3.2%増、執行率99.8%であった。構成比は3.3%である。

①地域の防災力を高めるために、住民参加により毎年開催されている総合防災訓練は大変重要であるが、あわせて、行政としての役割を果たすための職員の訓練も非常に重要と思われるので、発災に対し、迅速、かつ適切に対応できるよう、職員の災害対応能力向上にも努力されることを望む。

(ケ)教育費。

本部門は、歳出総額8億5,432万3,000円、対前年度10.8%増、翌年度。

○議長(後藤洋一君) 休憩します。再開は3時10分といたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時11分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(後藤洋一君) 再開します。

ただいま監査委員の審査をした意見の報告を引き続き行いますが、総務課長から発言の申出がありますので、それを許可します。

総務課長。

○総務課参事兼課長(高橋 貢君) 先ほど議決をいただきました議案第57号の大崎市と涌谷町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約についての議案書の中の条文の中で、地方自治法「第252条の2第1項」の規定により議会の議決を求めると記載されておりましたが、こちらのほう、「第252条の2第3項」の誤りでございました。こちらについては、本議会中にこちらのほう、改めて差し替いをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(後藤洋一君) それでは、代表監査委員、大変申し訳ございません。お願いします。

[代表監査委員 遠藤要之助君登壇]

○代表監査委員(遠藤要之助君) 引き続き、報告いたします。

消防費の①最初から読み直しますので。

消防費

①地域の防災力を高めるために、住民の参加により、毎年開催されている総合防災訓練は大変重要であるが、併せて行政としての役割を果たすための職員の訓練も非常に重要と思われるので、発災に対し、迅速、かつ、適切に適切に対応できるよう、職員の防災対応能力向上にも努力されることを望む。

(ケ)教育費

本部門は、歳出総額 8 億 5,432 万 3,000 円、対前年度 10.8% 増、翌年度繰越額は 1 億 3,926 万円であった。執行率は 84.2% で、構成比は 10.4% である。

① 幼児教育、小中学校教育、それぞれが環境整備され、教育効果の充実、向上に成果を上げているが、課題となっている学力向上について、いま一步の努力が必要と感じる。今後とも、更なる充実、強化に努力されることを期待する。

② 学校給食センター運営事業については、当年度、システム食器食缶類洗浄機更新工事が行われた。財源としては、おおむね 99.84% の過疎債で賄われ、工事代金 3,135 万円で導入された洗浄機は、自動化された最新設備である。また、調理室局所空調設備（エアコン 6 台ほか）を工事代金 1,246 万 3,000 円（補助金 144 万 2,000 円、地方債 280 万円、一般財源 822 万 1,000 円）で新たに整備したが、食器食缶類洗浄機及び空調設備は、いずれも業務従事者の労働環境改善につながると思われるので、今後とも、なお一層の安全安心な学校給食の提供に努められることを強く期待する。なお、今後とも地場産品（米、野菜類の 3 分の 1 強）の使用を更に強化するよう望む。

③ 町指定文化財である佐々木家住宅の保存・活用については、寄贈を受けた資料等の整理も一段落というところまで進み、各種イベントや町立資料館の展示公開などで適宜活用がなされていることは、文化財活用に貢献していると思われるので、今後にも期待する。

④ 社会教育関係については、各種補助金の支出があるが、それぞれ青少年のスポーツ振興や生涯学習に効果が出ていると思われるので、更なる充実に努力されることを期待する。

#### （コ）災害復旧費

本部門は、歳出総額 1 億 117 万 5,000 円、対前年度 1316.2% 増、翌年度繰越額は 9,513 万円であった。執行率は 51.2% で、構成比は 1.2% である。

#### （サ）公債費

本部門は、歳出総額 5 億 5,607 万 3,000 円、対前年度 2.3% 増、執行率 99.9% であった、構成比は 6.8% である。

#### （2）国民健康保険事業勘定特別会計

本会計は、歳入総額 21 億 2,201 万 9,000 円（対前年度 3.8% 増）、歳出総額 21 億 129 万 4,000 円（対前年度 3.7% 増）で、歳入歳出差引額 2,072 万 5,000 円（対前年度 16.1% 増）の黒字計上である。

その結果、財政調整基金の現在高も 7 億 1,217 万円（前年度、5 億 9,028 万 8,000 円）を確保している。

被保険者の推移は、表 12 のとおりであるが、人口減少に比例して、減少傾向にある。

歳入状況については、国保税は対前年度、1.7% 減の 3 億 1,275 万 9,000 円であった。

収納状況は、表 13 のとおりであるが、現年度分、2 億 9,968 万 7,000 円で、収納率 94.96%、滞納繰越分 1,307 万 2,000 円で収納率 26.58%、全体の収納率は 85.74%（前年度 85.44%）となり、対前年度で 0.3 ポイントの増であった。

本会計は事業実施、予算執行にも、特に問題はない。会計は安定しており、基金額も適正である。

表 12 については省略いたします。

13、14 についても同様、省略いたします。

#### （3）後期高齢者医療保険事業勘定特別会計

本会計は、歳入総額2億576万2,000円（対前年度比12.0%増）、歳出総額2億5万3,000円（対前年度12.1%増）で、歳入歳出差引額570万9,000円（対前年度8.2%増）の黒字計上であった。

運営は、県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で行われている。

本会計は安定しており、健全である。

#### （4）介護保険事業勘定特別会計

本会計は、歳入総額19億376万7,000円（対前年度0.5%増）、歳出総額18億4,289万9,000円（対前年度1.3%増）で、歳入歳出差引額6,086万8,000円（対前年度18.7%減）の黒字計上であった。

介護保険料の収納状況は、対前年度0.6%、234万6,000円の増で、3億8,942万6,000円、収納率は99.1%（前年度99.1%）であった。

本会計は安定しており、健全である。

表16については省略いたします。

#### 6、決算審査を終えて。

令和4年度は、町長が令和元年度に就任し、4年の任期の中での実質的な最終年度となったが、財政分析指標においてはおおむね改善が見られ、各種基金においては、総額で前年度から7億267万5,000円の増額になっている。このことは、財政再建計画が順調に推移していることの現われと思われるが、決算審査の中で感じた、コロナと財政逼迫の影響を引きずりながらも、事務執行を行った職員の苦勞と努力を多としたい。

令和5年度は、このままコロナも終息に向かうものと思われるが、財政再建計画については、最終年度でもあることから、企業会計を含めた財政健全化に取り組むとともに、事業成果もコロナ以前の状況を超えるよう、更に努力されることを希望して、意見の総括とする。

次に、企業会計でございます。

涌監第22号

令和5年8月25日

涌谷町長 遠藤稔雄殿

涌谷町監査委員 遠藤要之助

同 竹中弘光

令和4年度涌谷町公営企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度涌谷町水道事業会計決算、令和4年度涌谷町下水道事業会計決算、令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算、令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計決算及び令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算の証書類、報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処分計算書及び貸借対照表を審査したので、次のとおり意見を提出します。

#### 1 審査の対象

- （1）令和4年度涌谷町水道事業会計決算
- （2）令和4年度涌谷町下水道事業会計決算
- （3）令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算

(4) 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計決算

(5) 令和4年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算

## 2 審査の期間

令和5年6月20日、21日、実質審査期間2日間

## 3 審査の手続

令和5年6月1日、審査に付された令和4年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき下記の点に重点を置き通常行われる審査手続で実施した。

## 4 審査の重点事項

### (1) 水道事業会計

ア 給水状況

イ 工事の概要

ウ 収支の状況

### (2) 下水道事業会計

ア 処理状況

イ 工事の概要

ウ 収支の状況

### (3) 国民健康保険病院事業会計

ア 患者数の動向

イ 収益的収入及び支出

ウ 資本的収入及び支出

エ 従事職員体制

オ 経営分析等

カ 補助金、負担金

キ 貯蔵品及び備品

### (4) 老人保健施設事業会計

ア 利用者の動向

イ 収益的収入及び支出

ウ 資本的収入及び支出

エ 従事職員体制

オ 経営分析等

### (5) 訪問看護ステーション事業会計

ア 利用者の動向

イ 収益的収入及び支出

ウ 従事職員体制

## エ 経営分析等

### 5 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

### 6 決算の概要

#### (1) 水道事業会計

##### ア 給水状況。

当年度末における給水人口については1万4,491人（前年度比136人、0.9%減）、給水戸数は5,996戸（前年度比67戸、1.1%増）、年間配水量は約152万3,706立方メートル（前年度比2万1,148立方メートル、1.4%増）であった。年間有収水量については124万1,673立方メートル（前年度比3万145立方メートル、2.4%減）であり、有収率は、前年度比3.1ポイント減の81.5%となった。

当年度の1立方メートル当たりの供給単価は291円88銭（前年度比1円57銭減）で、1立方メートル当たりの給水原価は273円80銭（前年度比9円12銭減）となり、供給単価との差額は18円8銭の黒字供給であった。

表1、表2については省略いたします。

##### イ 工事の概要

###### 建設改良工事の実施

耐震化交付金事業として、玉崎山地内外配水管布設替え工事等を3,382万5,000円で実施した。

老朽管更新事業としては、桜町裏地内外4路線の配水管布設替え工事、舗装復旧工事を行った。また、太田簡易水道組合の廃止に伴い、欠下地内ほかについて配水管改修工事等を行い、町水道への統合を行った。

##### ウ 収支の状況

令和4年度の事業収益は、営業収益3億6,856万6,000円（対前年度比1,791万5,000円、4.6%減）、営業外収益2,568万3,000円（対前年度比18万6,000円、0.7%増）の計3億9,424万9,000円（対前年度比1,772万9,000円、4.3%減）であった。なお、そのうち給水収益は3億6,242万1,000円で、水道事業収益の91.9%（前年度より1.3ポイント増）を占めた。

費用については、営業費用3億5,393万9,000円（対前年度比55万3,000円、0.2%減）、営業外費用1,114万7,000円（対前年度比162万4,000円、17.1%増）で計3億6,508万6,000円（対前年度比107万1,000円、0.3%増）であった。

このうち、受託工事費を除く総括費は3億3,997万4,000円（対前年度比519万4,000円、1.6%増）であった。

当年度の純利益は、2,916万3,000円の計上となり、前年度に比べて1,880万円、39.2%の減であった。

資本的収支については、収入は4,775万7,000円（うち仮受消費税43万3,000円）、支出については1億2,879万5,000円（うち仮払消費税736万2,000円）で、収支不足額8,103万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額692万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,629万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,781万8,000円で補填した。

なお、事業収支の状況、経営分析は、表3から表9である。表3、4、5、6、7、8、9については省略いたします。

## 意見

①当年度の給水状況は、総配水量152万3,706立方メートル（4,170m<sup>3</sup>/日）で、対前年度比2万1,148立方メートル（1.4%）増加した。有収水量は124万1,673立方メートル（3,400m<sup>3</sup>/日）であり、対前年度比3万145立方メートル（2.4%）減少し、有収率は81.5%で、対前年度比3.1ポイントも減少したことは、誠に残念であった。要因は、地震等とあったと推測されるが、次年度は漏水対策に万全を期し、有収率を令和3年度決算の県平均である88.7%を超える90%を目指して努力されることを望む。

②当年度の給水人口は、太田簡易水道編入で5,996戸、対前年度比67戸の増となったが、給水人口は1万4,491人で対前年度比136人の減となったことを顧みるに、将来的には、事業の広域連携を重要な課題として関係事業団体との連携を図り、事業効果の向上に努力されることを望む。

③総じて、今後も、水道事業の健全な経営の確保を図るとともに、安全・安心で安定的な飲料水の供給を図られることを望む。

○議長（後藤洋一君） すいません。ここで会議時間を1時間延長します。

○代表監査委員（遠藤要之助君） （2）下水道事業会計

### 処理状況

（2）下水道事業会計。

#### ア 処理状況

年度末における総接続戸数は2,269戸（公共下水道1,924戸、農集排327戸）で、対前年度14戸（0.6%）増、総処理水量については66万4,744立方メートル（公共下水道56万7,842立方メートル、農集排9万6,902立方メートル）で、対前年度比7,725立方メートル（1.2%）増、総有収水量については59万6,228立方メートル（公共下水道50万3,749立方メートル、農集排9万2,479立方メートル）で、対前年度比9,837立方メートル（1.6%）減、有収率は対前年度比2.6ポイント減の89.7%となった。

表10については省略いたします。

#### イ 工事の概要。

##### 建設改良工事の実施

公共雨水事業 江合川右岸第2排水区排水路整備工事を1,899万7,000円で実施した。

公共汚水事業 涌谷浄化センター空調設備等改修工事を1,567万5,000円、汚水管渠工事等を1,365万4,000円で実施した。

農集排事業 施設の更新工事等を229万4,000円で実施した。

#### ウ 収支の状況

令和4年度の事業収益は、営業収益1億1,307万1,000円（対前年度比250万6,000円、2.2%減）、営業外収益3億6,249万6,000円（対前年度比392万4,000円、1.1%増）の計4億7,556万7,000円（対前年度比141万8,000円、0.3%増）であった。

なお、下水道使用料は、公共下水道8,204万6,000円、農集排1,407万円、合計9,612万円、下水道事業収益の20.2%を占めた。

費用については、営業費用4億642万円、営業外費用5,850万6,000円、令和4年3月に発生した福島県沖地震

により被災した涌谷浄化センター及び雨水調整池の災害復旧工事等による特別損失534万9,000円（対前年度比皆増）の計4億7,027万5,000円（対前年度比541万4,000円、1.2%増）で特別損失中の臨時損失588万4,000円に充てるため、災害復旧事業債520万円を借り入れた。

以上の結果、当年度の純利益は、529万2,000円の計上となった。

資本的収支については、総収入は2億7,898万1,000円、総支出は4億2,120万8,000円（うち仮払消費税651万2,000円）で、収支不足額1億4,222万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額651万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,604万1,000円、当年度分損益勘定留保資金9,967万5,000円で補填した。

なお、事業収支の状況、経営分析等は、表11から15のとおりである。

表12から13、14、15は省略いたします。

#### 意見

①江合川右岸第2排水区排水路整備事業が当年度完了し、令和5年度から江合川右岸第3排水区雨水排水路整備に事業が進捗していると受け止めた。今後は、関係者との打合せなど協議に十分に配慮し、地域住民の期待に応える努力を強く望む。

②提出資料等から推測すると、公共下水道、農集排、共に今後は施設の老朽化が著しくなり、その対応に苦慮する時期に向かっていくものと思われる。短・中長期の計画を持って慎重な配慮の上、事業に影響の出ないような対応が必要と考えられるので、今後の検討を強く望む。

### （3）国民健康保険病院事業会計

#### 総括事項

業務予定量を入院患者1日101人（対前年度比4人増）、外来患者1日平均167.7人（対前年度比12.3人減）とし、入院365日、外来243日、救急外来365日の診療を実施した。

診療体制については、内科、整形外科、眼科は週5日、泌尿器科、皮膚科は週2日、神経内科、循環器内科、耳鼻咽喉科は週1日を確保した。

訪問診察については、243日、653件（対前年度比20件増）の診察を行った。

また、休日当番については、一次診療6回、二次の病院群輪番制の整形外科、外科を合わせて6回担当した。

#### ア 患者数の動向

表16のとおり、入院患者は年間延べ2万9,054人（前年度比延べ3,685人、11.3%減）で1日平均79.6人（対前年度比10.1人減）となり、業務予定量を21.4人下回る結果となった。

外来患者は年間延べ4万4,100人（対前年度延べ3,566人、8.8%増）で、1日平均181.5人（対前年度比14.0人増）となった。業務予定量を13.8人上回る結果となった。また、救急外来で取り扱った患者数は延べ997人（対前年度比54人、5.7%増）となった。

なお、町内の患者の占める割合は、入院については1万9,541人、67.3%（対前年度比4,126人、17.4%減）、外来では3万3,416人、75.8%（対前年度比2,542人、8.2%増）であった。

病床利用率は年平均65.8%で、対前年度比8.3ポイント減となっている。

#### イ 収益的収入及び支出

病院事業収益については、医業収益のうち、入院収益は7億4,398万7,000円（対前年度比7,016万2,100円、

8.6%減)、外来収益は6億5,845万3,000円(対前年度比2,276万2,000円、3.3%減)となり、医業収益合計では15億9,053万9,000円(対前年度比8,630万8,000円、5.1%減)となった。

医業外収益については4億5,718万8,000円(対前年度比2億3,872万円、109.3%増)で、そのうち補助金、負担金及び交付金が3億8,822万6,000円となり、昨年度より2億5,018万9,000円多くなっている。

この結果、病院事業収益全体では20億4,772万7,000円となり、前年度と比較して1億3,465万5,000円(7.0%)の増となった。

病院事業費用については、医業費用18億8,637万6,000円(対前年度比4,696万8,000円、2.4%減)、医業外費用は7,323万5,000円(対前年度比501万2,000円、6.4%減)、特別損失として286万6,000円を計上し、病院事業費用合計では19億6,247万7,000円、前年度と比較して4,911万4,000円(2.4%)の減となった。

これにより8,525万1,000円(前年度9,851万8,000円の純損失)の当年度純利益を計上し、前年度繰越欠損金16億6,111万3,000円と合わせて当年度末処理欠損金15億7,585万2,000円を翌年度に繰り越した。

#### ウ 資本的収入及び支出

資本的収入については、国庫補助金786万2,000円、他会計負担金4,500万6,000円、その他資本的収入26万7,000円の計5,313万5,000円となった。

資本的支出については、建設改良費1,658万円(うち仮払消費税150万7,000円)、償還金8,060万8,000円の計9,718万8,000円となった。

建設改良については、機械備品として簡易陰圧装置610万8,000円、リアルタイムPCR検査装置154万円、輸液ポンプ53万5,000円、オンライン資格確認導入支援システム200万2,000円を整備した。

なお、当年度末の企業未償還金残高は5億7,241万9,000円(対前年度比7,780万8,000円減)となっている。

表17については省略いたします。

#### エ 従事職員体制

診療体制については表18のとおり、前期総括事項で述べた診療科目に常勤医師9人(対前年度比1人増)であった。

看護部門については、看護師59人、保健師2人、准看護師2人、介護福祉士2人の計65人(対前年度比2人減)であった。

技術部門については、薬剤師4人、放射線技師3人、検査技師3人、理学療法士4人、作業療法士3人、言語聴覚士1人、管理栄養士2人の計20人(対前年度比2人減)であった。

事業部門については11人(対前年度比2人減)で総数105人(対前年度比5人減)で病院会計事業を行った。

また、会計年度任用職員は63人であった。

表18については省略いたします。

#### オ 経営分析等

経営分析の推移については、表19のとおりであるが、経営収支比率、医業収支比率及び病床利用率において、資金不足解消計画値との差が大きい。

表19については省略いたします。

経費については表20のとおりであるが、前年度と比較して、増減率では職員被服費が142.1%、消耗備品費が

306.1%、修繕費が78.6%と大きく増加している。また、増減額で見ると、光熱水費が1,175万3,000円(35.0%)増額し、委託料が1,052万9,000円(6.8%)減額となっている。

表20については省略いたします。

#### カ 補助金、負担金

補助金については、3条予算に係る医業外収益として2億6,558万3,000円の交付を受け、病院事業収益全体に占める割合は13.0%であった。

3条予算に係る負担金については、地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)に基づいて、基準内繰入金2億51万2,000円を繰り入れ、うち、医業収益として7,161万8,000円、医業外収益として1億2,889万4,000円を受けている。病院事業収益全体に占める割合は9.8%であった。

4条予算に係る国庫補助金としては、宮城県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業補助金ほか三つのメニューから786万2,000円(前年度30万円)の交付を受けた。

なお、3条予算及び4条予算に係る補助金・負担金の状況は、表21のとおりである。

表21については省略いたします。

#### キ 貯蔵品及び備品

貯蔵品については、表22のとおりで、適正な在庫管理が行われている。

表22については省略いたします。

各種医療用機器は、定期的な保守点検等によって管理運用がなされ、車両とともに減価償却において定額法によって整理の上、適切に処理されている。

#### 意見

①診療体制については、年度中の増減はなかったが、空席であったセンター長が令和5年2月に就任して内科を担当し、さらに、耳鼻咽喉科では、令和5年2月から週1日の診療を確保した。加えて、令和5年度に向かい、内科医師及び外科経験医師の確保を図り、体制充実に努力された足跡が資料等からも読み取れることから、その努力を多とする。

②当年度の患者数の入院については、昨年に引き続き更に減少し、対前年度比延べ3,685人、11.3%の減、入院収益については7,016万2,000円の減となったが、その要因には新型コロナウイルス感染症陽性患者(以下「コロナ患者」という。)の受入れに伴う一般病床の休止による影響が大である。

外来は、対前年度比延べ3,566人、8.8%の増となっているが、患者1日当たりの診療収入が対前年度比1,875円の減であり、年間外来収益についても2万2,762円の減となったが、その多くは年度途中の10月からの外来患者数のカウント手法の変更にあると推測されるので、今後は入院、外来ともに患者数の確保、患者単価のアップ及び医業費用の更なる経費節減を図り、医業収支比率の向上に努められることを望む。

③前述の入院収益のコロナ患者受入れに伴う減益分は、医業外収益の受取補助金の中で補填されたと見られるので、病院事業収益については減益とはならなかったと理解した。

④当年度の経営分析によれば、経常収支比率が104.5%と平成23年度決算以来の100%超えとなり、対前年度比10.3ポイントの増となった。医業収支比率が84.3%と対前年度比2.4ポイント減の中で、医業外収益の増収確保にコロナ患者を受け入れた医療従事者をはじめ、職員がそれぞれの職責を果たし、努力された成果であると認

め、それを多とする。

⑤昨年度の決算審査意見③において、医師確保コンサルティング料の在り方の検討を指摘したが、当年度においては、紹介人員において、常勤医師はゼロ、総数でも44人、対前年度比43%弱と半減以下となり、支払金額においても164万4,000円と対前年度比11%弱である。当年度については、医師確保にはできるだけコンサル以外を模索し、特にスポット医師確保には大学系の紹介を得る努力の成果と認め多とするとともに、今後もこの姿勢を維持拡充に努力されることを望む。

⑥当年度の病院を取り巻く環境を振り返ってみると、医療現場、事務方とともに人事、病院の在り方、年度途中でのコロナの患者受入れ等の大きな課題が一度に解決を迫られ、またそれにめどを付けるための激動の1年間であったと推測される。来年度以降は、それらの諸課題、諸事業が定着し、改善に向かい前進することを祈念しつつ、その努力を多とし、今後とも努力されることを期待する。

#### (4) 老人保健施設事業会計。

##### 総括事項

業務予定量を1日平均入所者78人（前年度同人数）、通所者については、介護給付29人（前年度同人数）及び予防給付6人（前年度同人数）の計35人（前年度同数）、居宅については、年間延べ利用者756人（対前年度比300人増）、入所365日、通所294日、居宅243日として事業運営を行った。

##### ア 利用者の動向

入所利用者数は、年間延べ2万5,224人（対前年度比2,172人、7.9%減）、1日平均69.1人（対前年度比6人減）で、業務予定量を8.9人下回る結果となった。

通所利用者は、年間延べ8,733人（対前年度比530人、5.7%減）、1日平均29.9人（対前年度比0.3人増）で、業務の予定量を5.1人下回る結果となった。

なお、町内の入所者は1万9,897人で全体の78.9%を占め、通所者は7,907人、90.5%であった。

居宅利用者数は、年間延べ977人（対前年度比173人、21.5%増）で業務の予定量を221人上回った。

入所者のベッド利用率は86.4%で、前年度より7.4ポイントの減となった。民間利用者の数値は、表23のとおりある。

表23については省略いたします。

##### イ 収益的収入及び支出。

収益については、事業収益4億5,006万円（対前年度比2,604万2,000円、5.5%減）（うち入所収益3億4,302万2,000円、通所収益9,404万円、居宅収益1,043万円、その他事業収益256万8,000円）、事業外収益2,325万8,000円（対前年度比438万9,000円、23.3%増）、計4億7,331万8,000円（対前年度比2,165万3,000円、4.4%減）で、費用については、事業費用5億2,630万3,000円（対前年度比2,318万4,000円、4.6%増）、事業外費用392万9,000円（対前年度比132万2,000円、25.2%減）、特別損失128万2,000円（対前年度比皆増）計5億3,151万4,000円（対前年度比2,314万4,000円、4.6%増）となり、収支で5,819万6,000円の純損失（前年度1,339万9,000円の純損失）の計上となった。

この結果、前年度繰越欠損金2億1,256万2,000円と合わせて、当年度未処理欠損金2億7,075万8,000円を翌年度に繰り越した。

表24については省略いたします。

#### ウ 資本的収入及び支出

資本的収入については、一般会計から2,076万3,000円、訪問看護ステーション事業会計から出資金2,000万円の計4,076万3,000円を受け、資本的支出については、ガステーブル等の購入費として建設改良費47万3,000円、償還金3,246万6,000円の計3,293万9,000円となった。

#### エ 従事職員体制

職員体制については、専任として看護師13人、准看護師1人、理学療法士2人、作業療法士1人、管理栄養士1人、社会福祉士1人、介護福祉士12人、事務2人の計36人（前年度同数）で、その他フルタイム会計年度任用職員19人及びパートタイム会計年度任用職員13人の計68人（対前年度比1人増）で業務に当たった。

#### オ 経営分析等

経営分析の推移は、表25のとおりである。

表25については省略いたしますので、後ほどご参照いただきます。

経費の前年度対比は、表26のとおりであるが、総経費1億644万1,000円で、職員被服費、光熱水費等の増額がある一方、消耗品費、諸会費等が減額となり、対前年度比799万5,000円、8.1ポイント増となった。総事業費に占める割合は20.0%（前年度19.4%）で0.6ポイントの増となった。

表26については省略いたします。

#### 意見

①当年度は新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響で入所、通所、共に利用者数、収益が減少している。しかも、コロナ患者のクラスター発生により多くの影響が出たため、経常収支、施設事業収支が大きく悪化した。来年度以降は、コロナも終息傾向にあり、数値改善に向かうと見込めるので、なお一層改善に向けた努力を望む。

②今後は施設、備品の老朽化がなお一層顕著になるものと見る。厳しい経営数値での対応になるが、中長期的計画をもって対応し、施設運用に影響の出ないよう対応を望む。

③近年、町内及び近傍の市町村において、競合する介護福祉施設が数多く開業している影響が利用者数、事業収益に出ている。コロナの影響も考慮の余地があるにしても、経営規模が決して大きいとは言えない当施設においては、僅かな業務数値の変化が決算数値に大きく影響すると言えるので、今後とも施設運用には様々な影響に配慮し、的確にして緻密な対応に努力されることを望む。

#### （5）訪問看護ステーション事業会計

##### 総括事項

業務予定量は、1日平均利用者を平日30人（対前年度比1人減）土曜2人（前年度同数）とし、訪問看護294日（平日243日、土曜51日）、訪問リハビリ243日を実施した。

また、24時間緊急連絡体制を継続実施した。

##### ア 利用者の動向

訪問看護ステーションの利用状況については、表27のとおりであるが、訪問看護は、年間の延べ4,042人（平日3,999人、土曜143人、対前年度比95人、2.3%減）、1日平均13.7人（平日16人、土曜2.8人、対前年度比0.4

人減)で、訪問リハビリについては、年間延べ3,195人(対前年度比62人、2.0%増)、1日平均13.1人(対前年度比0.2人増)で合計の延べ7,237人(対前年度比33人、0.5%減)となり、1日平均業務予定量より、平日は0.9人下回り、土曜日は0.8人上回った。

表27については省略いたします。

#### イ 収益的収入及び支出

収益的収入については、事業収益、事業外収益及び特別利益で5,916万3,000円(対前年度比37万2,000円、0.6%減)、収益的支出については、事業費用5,807万円(対前年度比518万3,000円、9.8%増)で、主たる費用は給与費5,197万6,000円(前年度4,791万9,000円)であり、費用全体の89.5%(前年度90.6%)を占めている。

その結果、当年度純利益109万3,000円(前年度純利益664万8,000円)の計上となった。

前年度繰越利益剰余金8,143万4,000円と合わせて当年度未処理剰余金は8,252万7,000円となり、翌年度へ繰り越した。

事業収益・費用については表28のとおりである。

表28については省略いたします。

#### ウ 従事職員体制

従事職員は、看護師4人、理学療法士1人、作業療法士2人の計7人、その他フルタイム会計年度任用職員1人の計8人(対前年度比1人増)で業務に従事した。

#### エ 経営分析等

経営分析の推移は、表29のとおりであります。

表29については、後ほどご参照いただきたいと思います。

#### 意見

①看護師が1人増員でありながら利用者数、事業収益については微減である。一方、事業費用については、給与費、材料費、経費が増額している。当年度損益で555万5,000円の減益となっているのに、経常収支比率10.8ポイント、事業収支比率で10.7ポイント、それぞれマイナスでありながら、当年度比率101.8%と経営の健全性を維持したことは、従事者の努力を大と認める。

②本事業は利用者の事業に対する評価も高く、信頼度も高いので、今後とも利用者の期待と要望に応えるべく、なお一層の努力を望む。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(後藤洋一君) 代表監査委員、大変ご苦勞さまでございました。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の審査した意見の報告は終了いたしました。

これより、代表監査委員の審査した意見の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。



◎延会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで延会します。

延会 午後4時15分